

令和元年度 茨木市補助金等執行状況一覧表

本市では、市民や民間の団体等が行う公益性が高い事業や活動を奨励又は育成するために、公益性や公平性、有効性を判断したうえで、補助金等（補助金及び交付金）を支出しています。

補助金等の支出は、公益上必要な場合に限られていることから、補助金等制度の透明性や客觀性を確保するために、平成24年8月策定の「補助金等のあり方に関するガイドライン」において、毎年度終了後、全ての補助金等について、補助金額・補助内容・補助団体名等を公表することとしております。

令和元年度における補助金等の執行状況は、次のとおりです。

◎ 令和元年度 補助金等の執行状況総括表

| 区分 | 補助金の分類 | 補助金数 | 交付件数 | 交付額 |
|----------------|--------------------------------------|-------|---------|----------------|
| A | 国・大阪府の補助制度を活用する補助金 | 36項目 | 1,639件 | 3,165,419,143円 |
| B | 市民の誰もが活用できる補助金 | 95項目 | 9,164件 | 1,155,547,424円 |
| 相手方が特定されている補助金 | | | | |
| C | 市民からの利用料だけでは実施が困難な民間事業者の事業に対する補助金 | 5項目 | 24件 | 120,362,418円 |
| D | 市立小・中学校や教職員活動に対する交付金・補助金 | 3項目 | 61件 | 24,872,502円 |
| E | 商工業団体が行う事業に対する補助金 | 6項目 | 15件 | 15,047,000円 |
| F | 農林業団体が行う事業に対する補助金 | 9項目 | 71件 | 17,926,656円 |
| G | 医療・福祉関係団体に対する補助金 | 4項目 | 111件 | 54,043,370円 |
| H | 公的委員が円滑に活動するために当該委員で組織する団体への補助金 | 3項目 | 3件 | 9,323,500円 |
| I | 小・中学校区ごとに地域で公益活動を行う団体及びその上部団体に対する補助金 | 6項目 | 214件 | 26,143,604円 |
| J | 市の事務の代替的な事業を行う団体への補助金 | 8項目 | 8件 | 258,027,115円 |
| K | 社会教育関係団体に対する補助金 | 1項目 | 1件 | 4,490,000円 |
| L | その他の補助金等 | 6項目 | 11件 | 11,464,191円 |
| 合　計 | | 182項目 | 11,322件 | 4,862,666,923円 |

令和元年度 茨木市補助金等執行状況一覧表

単位 交付件数：件
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----------------------------|------------------------------|-------|--|--|---|---|------|-----------|------------------------------------|
| A 国・大阪府の補助制度を活用する補助金 | | | | | | | | 1,639 | 3,165,419,143 |
| 1 | 災害弔慰金 | 不特定 | 自然災害により死亡した市民の遺族、精神又は身体に著しい障害を受けた市民 | 自然災害により死亡した市民の遺族や、精神又は身体に著しい障害を受けた市民の福祉及び生活の安定を資するため、災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給する。 | 災害弔慰金に要する費用 | 地震により亡くなられた市民を弔い、遺族の方に慰めの意を表した。 | 0 | 0 | 総務部 危機管理課 健康福祉部 障害福祉課 |
| 2 | 老人クラブ活動補助金 (老人クラブ連合会) | 特定 | 茨木市老人クラブ連合会 | 単位老人クラブの育成・指導を行うことにより、その発展を図り、また、高齢者が共同して相互に支え合い、生きがいと健康づくりをともに行うことにより、長寿社会づくりと高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。 | 老人クラブ連合会が行う社会奉仕活動、スポーツ活動、教養講座等の経費（市内清掃、子ども登下校時の見守り、友愛訪問等） | 老人クラブが行う事業を補助することで、単位老人クラブの育成や、高齢者同士の支え合いや生きがいづくりの向上につながった。 | 1 | 4,004,059 | 健康福祉部 地域福祉課 |
| 3 | 茨木市予防接種健康被害救済給付金 | 不特定 | 予防接種法に基づく定期の予防接種による健康被害について、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、市長は健康被害に対する給付を行うこととされているため。 | 予防接種法に基づく定期の予防接種による健康被害については、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、市長は健康被害に対する給付を行うこととされているため。 | 定期予防接種による健康被害の認定を受けた方の医療費等 | 定期予防接種による健康被害の認定を受けた人が、法に基づく医療費・医療手当、障害児養育年金の給付を受けることで、安心して医療を受け、生活上の安定を図ることができた。 | 2 | 2,308,890 | 健康福祉部 保健医療課 |
| 4 | 茨木市風しんワクチン等接種費用助成金 | 不特定 | 風しん抗体検査の結果、抗体価が十分でなくワクチン接種が必要と判定された市民のうち、次の①～⑤のいずれかに該当する市民 ①妊娠を希望する女性②妊娠を希望する女性の配偶者③妊娠している女性の配偶者④妊娠を希望する女性の同居人⑤妊娠している女性の同居人 | 妊娠初期の女性が風しんにかかることによって、おなかの赤ちゃんが風しんウイルスに感染し、難聴、心疾患、白内障等の障がいをもって生まれてくる先天性風しん症候群の発生を防ぐため、風しんの感染予防に十分な免疫を保有していない人に対し、風しんワクチン等の接種費用を助成し、接種の促進を図る。 | 風しんワクチン等接種費用 | 被接種者の経済的負担を軽減することで、計487名が本制度を利用して風しんワクチン等の接種を受け、先天性風しん症候群の発生防止を図ることができた。 | 487 | 3,732,797 | 健康福祉部 保健医療課 |
| 5 | 茨木市造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用助成金 | 不特定 | 造血細胞移植により、移植前に接種した定期予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める20歳未満の方 | 予防接種法に基づく日本脳炎等のこどもを対象とした予防接種で得た免疫が、小児がん等の治療として行われた造血細胞移植によって低下し、又は消失した場合の再接種費用を助成することで、被接種者（保護者）の経済的負担の軽減を図り、感染症の発生及び蔓延を防止する。 | 造血細胞移植前に接種した定期予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める予防接種 | 被接種者の再予防接種費用の助成をすることで、被接種者（保護者）の経済的負担を軽減することができた。 | 0 | 0 | 健康福祉部 保健医療課 |
| 6 | 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金 | 不特定 | 介護保険法に基づく介護保険サービスを提供する社会福祉法人 | 市が補助金を交付することにより、低所得で生計が困難な者等に係る利用者負担を軽減し、もって介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。 | 利用者負担軽減確認証を持っている者に対し、社会福祉法人が軽減を行った介護保険サービス利用料の一部 | 低所得者の利用者負担額の軽減を図ることにより、介護保険制度の円滑な実施に資することができた。 | 3 | 344,000 | 健康福祉部 長寿介護課 |

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|---------------------------------------|-------|--|--|---|---|------|-------------|--------------|
| 7 | 地域密着型サービス施設整備事業補助金 | 公募 | 「大阪府介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業費補助金」、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金」、「大阪府地域医療介護総合確保基金事業（地域密着型サービス等整備補助事業分）」の面的整備計画に計上した圏域内におけるサービスを整備する法人 | 地域密着型サービスの拠点としての施設の整備を行う者に対し、補助金を交付することにより当該施設の整備を促進し、介護を必要とする高齢者等の生活支援を図ることを目的とする。また、施設にスプリンクラー設備を設置する者に対し、補助金を交付することにより、施設利用者の安全性を向上させることを目的とする。 | 介護施設整備費、スプリンクラー等整備費 | グループホーム1か所に施設整備や開設準備にかかる費用を補助し、介護を必要とする高齢者の生活支援を図った。 | 2 | 39,407,000 | 健康福祉部長寿介護課 |
| 8 | 介護人材確保事業家賃補助金 | 介護事業所 | 介護保険法に基づく介護保険サービス事業所に勤務する介護職員 | 市内の介護事業所に就職する正職員の介護職員が支払う家賃に対し、補助金を支給し、介護職員の労働環境及び待遇の改善を図る。 | 市内の介護事業所に就職する正職員の介護職員が支払う家賃に対し、補助金を交付する。 | 単身世帯4人、複数世帯6人に補助金を交付。 介護職員の労働環境及び待遇が改善された。 | 10 | 3,744,000 | 健康福祉部長寿介護課 |
| 9 | 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 | 不特定 | 令和元年10月31日(基準日)時点において、児童扶養手当を受給している未婚者のうち、次の①～③の要件をすべて満たす市民 ①令和元年11月分の児童扶養手当受給者②基準日において、これまで法律婚をしたことがない者③基準日において、事実婚をしていない者、または事実婚の相手方の生死が明らかでない者 | 令和元年10月からの消費税率改定にあたり、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」を支給することにより、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 | 寡婦控除相当額 (350,000円×5%＝17,500円) | 未婚の児童扶養手当受給世帯への経済的な負担軽減が図られた。 | 137 | 2,397,500 | こども育成部こども政策課 |
| 10 | 地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金 | 特定 | 地域子育て支援団体 | 就学前の乳幼児とその保護者が気軽に集え、交流を図る場である「つどいの広場」を提供することで、保護者の育児不安の軽減と解消及び仲間づくりを促進させる。また、子育てに必要な情報を保護者が収集し、子育て力の向上を図る。 | 施設開所、運営経費、各種子育てに関するイベント経費等 | 各広場で様々なイベントを行ったり、地域とのつながり作りを積極的に進めていることにより、子育て親子が地域で身近に交流できる場としての定着が進んでいる。令和元年度は新規2施設を開所し、のべ8万人程度の親子に利用いただく等、子育ての不安や孤立感を和らげるにつながった。 | 19 | 135,954,900 | こども育成部子育て支援課 |
| 11 | 茨木市ファミリー・サポート・センター新型コロナウイルス感染症対策利用補助金 | 特定 | ファミリー・サポート・センターの依頼会員で新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、同事業を利用した者 | 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等による、経済的負担の軽減と、子どもの安全が確保されるよう必要な支援を行うことを目的とする。 | 相互援助活動を利用した場合の、依頼会員から援助会員に支払われた謝礼金の全額を補助上限 6,400円／日 | 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により必要となった経済的負担の軽減と、日中の子どもの安全が確保される居場所としての利用を促進した。 | 2 | 21,700 | こども育成部子育て支援課 |

単位
交付件数：件
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|----------------------------------|-------|---|---|---|---|------|---------------|----------------|
| 12 | 茨木市地域子育て支援拠点の新型コロナウイルス感染症対策事業補助金 | 特定 | 地域子育て支援団体 | 地域子育て支援拠点の新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備する。 | 感染症対策物品（消毒薬、マスク等） | 各拠点で新型コロナウイルス感染症対策物品を購入することで、感染症対策を行いながら事業を実施する体制を整備した。 | 19 | 5,184,747 | こども育成部子育て支援課 |
| 13 | 茨木市児童養護施設の新型コロナウイルス感染症対策事業補助金 | 特定 | 児童養護施設 | 児童養護施設の新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備する。 | 感染症対策物品（消毒薬、マスク等） | 各施設で新型コロナウイルス感染症対策物品を購入することで、感染症対策を行いながら事業を実施する体制を整備した。 | 2 | 1,000,000 | こども育成部子育て支援課 |
| 14 | 私立保育所等運営補助金 | 不特定 | 私立保育所、私立認定こども園 | 児童の健全育成を図り、私立保育園の持つ高い専門性を活かし、よりよい保育サービスを提供することを目的とする。 | 障害児保育、延長保育、病児・病後児保育、子育てサポート保育士配置など、保育所の運営費 | 本補助金の交付により、保育所を運営する社会福祉法人の経営安定化が図れるとともに、保育環境の向上と児童の待遇の充実が図れた。 | 42 | 1,166,842,697 | こども育成部保育幼稚園事業課 |
| 15 | 訪問型病児・病後児保育利用料補助金 | 不特定 | 訪問型病児・病後児保育利用者 | 公益社団法人全国保育サービス協会加盟事業者等がベビーシッター等を派遣するサービスを利用した保護者に対し、利用料の一部を市が補助することにより保護者の経済的な負担の軽減を図り、保護者の子育てを支援するとともに、児童福祉の充実を図ることを目的とする。 | 訪問型病児・病後児保育利用料 | 保護者の経済的な負担の軽減を図り、保護者の子育てを支援できた。 | 12 | 178,494 | こども育成部保育幼稚園事業課 |
| 16 | 小規模保育事業所等卒園児支援補助金 | 不特定 | 小規模保育事業所等卒園児で私立幼稚園を利用した保護者 | 小規模保育事業所及び事業所内保育事業所を卒園する児童の保護者に対し、市が補助金を交付することにより私立幼稚園への入園を促進することを目的とする。 | 小規模保育事業所等卒園児で私立幼稚園を利用した保護者 | 小規模保育事業所等卒園児の保育の継続性が確保できた。 | 1 | 129,000 | こども育成部保育幼稚園事業課 |
| 17 | 茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助金 | 不特定 | 私立認定こども園 | 健康面又は発達面において特別な支援が必要な1号認定子どもを就園させているため職員を加配する事業に対し、市が補助金を交付することにより、良質かつ適切な教育及び保育の提供体制を確保し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。 | 加配される職員に要する人件費 | 本補助金の交付により配慮が必要な児童を手厚く保育することができた。 | 1 | 1,065,910 | こども育成部保育幼稚園事業課 |
| 18 | 茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金 | 不特定 | 新たに認可保育所若しくは認定こども園を設立、新たに防音壁を設置又は防犯対策強化フェンスを設置する社会福祉法人等 | 待機児童が解消できていない地域や今後保育需要が増加すると考えられる地域に、私立保育所または認定こども園を新築・増築し、また、必要に応じた改修・大規模修繕を行うことにより、保育施設の適正配置及び保育施設そのものの適正化を図る。また、日々の保育において発生する声や音などについて、防音壁を設置することで、近隣住民から苦情や相談の解消を図る。さらに、倒壊の恐れのあるブロック塀等を撤去し、防犯対策を強化するフェンス等を設置することで、園児がより安全・安心に過ごせる環境を整備する。 | 私立保育所または認定こども園（保育所部分）の建設費及び防音壁の設置費及び防犯対策を強化するためのフェンス等の設置費 | 私立保育所及び認定こども園の創設・増改築・大規模修繕を12件実施したことにより、待機児童の解消につながった。 | 12 | 1,098,767,000 | こども育成部保育幼稚園総務課 |

単位
交付件数：件
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|----------------------|-------|------------------------------------|--|-----------------------------|---|------|-------------|--------------------|
| 19 | 茨木市私立幼稚園就園奨励費補助金 | 不特定 | 私立幼稚園に在園する園児の保護者に保育料の減免措置を行なう私立幼稚園 | 入園料及び保育料の減免措置を行っている私立幼稚園の設置者に対し、補助金を交付することにより、就園を促進し、もって幼稚園教育の振興を図る。 | 入園料、保育料 | 私立幼稚園に子どもを通園させている保護者に補助することにより経済的負担を軽減することができた。 | 32 | 145,477,700 | こども育成部 保育幼稚園事業課 |
| 20 | 小規模保育施設整備費補助金 | 不特定 | 新たに小規模保育施設を設立する社会福祉法人等 | 待機児童が解消できていない地域や今後保育需要が見込まれる地域に、小規模保育事業の施設を新設し、待機児童の解消を図る。 | 小規模保育施設の建設費等 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | こども育成部 保育幼稚園総務課 |
| 21 | 小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金 | 不特定 | 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 | 茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業に対し市が補助金を交付することにより、児童の健全育成を図ることを目的とする。 | 障害児保育、延長保育、職員研修費など、保育所の運営費 | 本補助金の交付により、各施設を運営主体の経営安定化が図れるとともに、保育環境の向上と児童の待遇の充実が図れた。 | 20 | 74,115,703 | こども育成部 保育幼稚園事業課 |
| 22 | 茨木市私立認定こども園施設整備費補助金 | 不特定 | 新たに認定こども園を設立する社会福祉法人等 | 幼児教育と保育を一体的に提供する私立の認定こども園の施設整備に対し、市が補助金を交付することにより子どもを安心して育てることができる体制を整備し、児童の健全育成を図る。 | 私立認定こども園(幼稚園部分)の建設費 | 私立認定こども園の創設・増改築を5件実施したことにより、教育環境の充実と児童の待遇の充実が図れた | 5 | 229,667,000 | こども育成部 保育幼稚園総務課 |
| 23 | 実費徴収に係る補足給付事業補助金 | 不特定 | 私立幼稚園在籍園児の保護者 | 市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯及び小学校3年生以下のきょうだいの中で第3子以降にカウントされる児童の世帯において、当該保護者が支払うべき実費徴収額のうち、副食費に相当する費用を補助することにより、これらの者の円滑な特定子ども・子育て支援等の利用が図ることを目的とする。 | 月額4,500円を上限に、副食費に相当する費用 | 私立幼稚園に通うすべての子どもの健やかな成長を支援することにつながった。 | 338 | 4,683,846 | こども育成部 保育幼稚園事業課 |
| 24 | 私立保育所等一時預かり事業補助金 | 不特定 | 就学前児童を対象に一時預かりを実施している私立保育所等 | 一時的に家庭での保育が困難となった場合など、児童を一時的に預かることができる環境を整備することで、保護者の子育て支援を行う。 | 一時預かりにかかる費用 | 一時的に児童を保育できなくなった保護者の子育て支援につながった。 | 32 | 55,369,000 | こども育成部 保育幼稚園事業課 |
| 25 | 茨木市放課後児童健全育成事業補助金 | 不特定 | 児童福祉法の規定による放課後児童健全育成事業を実施する事業者 | 市立の学童保育で定員超えのため受け入れできない児童について、民間の学童保育を活用し、待機児童の解消を図ることを目的としている。 | 人件費や、児童の預かりに必要な物品購入費や、環境整備費 | 民間学童保育室が、平均241人／日の児童を受け入れたことにより、待機児童対策が図れた。 | 6 | 36,781,000 | こども育成部 学童保育課 |

単位
交付件数：件
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|-------------------|-------|---|--|---------------------------------------|---|------|-----------|-------------------|
| 26 | 大阪版認定農業者支援事業補助金 | 不特定 | 大阪版認定農業者が組織する団体・農業法人 | 「大阪版認定農業者」の認定を受けたものが行う、新鮮で安全・安心な農産物の供給及び農作業の受委託・協業化のための機械及び施設の整備事業に対する補助金の交付により、持続的な生産活動を通じた農業の生産力の維持及び保全等を促進し、もって農業の持つ多面的な機能を発揮させる。 | 農業機械購入費、共同施設整備費、直売所関連施設整備費 | 見山の郷において、製造能力を向上したジェラートフリーザーを導入し、加工時間の短縮、需要に応じた供給を可能とし、年間販売額を増やすことができる目途が立った。さらに、西河原営農組合において、乾燥機の導入により、作業効率化を進め、処理量の増加を図り、従事者の負担軽減、人件費の軽減を図ることができる目途が立った。 | 2 | 1,598,000 | 産業環境部 農とみどり推進課 |
| 27 | 有害鳥獣防止施設実施事業補助金 | 不特定 | 農家戸数3戸以上、かつ受益面積2ha以上で共同設置する農業者等の組織する団体又は市内に住所を有する農業者 | 有害鳥獣防止施設（防止柵、除去網等）を設置する農業者で組織する団体又は市内に住所を有する農業者に対し、市が補助金を交付することにより、有害獣による農作物への被害を防ぎ、もって農業経営の安定を図る。 | 有害獣防止施設購入費及び施設材料費 | 有害鳥獣防止柵（電気柵）設置支援することにより、7.0haの農地において有害獣による農作物への被害を防ぐことができた。 | 25 | 813,000 | 産業環境部 農とみどり推進課 |
| 28 | 茨木市青年就農事業補助金 | 不特定 | 市内において新たに農業経営を開始する農業者（経営開始5年以内）で国の要綱を満たす者 | 市内において青年が農業経営を開始する事業に対し、補助金を交付することにより、青年の就農意欲の喚起及び就農後の定着を促進し、もって農業の振興及び市民生活の安定向上を図る。 | 農業経営開始後5年を経過していないなど、国の要綱を満たす事業に要する経費 | 新規就農者3名に補助金を交付することにより、就農後の定着を促進し、もって農業の振興及び市民生活の安定向上を図ることができ、新規就農者の増加につながった。 | 3 | 4,500,000 | 産業環境部 農とみどり推進課 |
| 29 | 農空間多面的機能保全事業補助金 | 不特定 | 市内農空間保全区域で、農地維持活動・資源向上活動を行う農業者及び農業者以外の市民により組織される団体 | 地域ぐるみで行う農空間の保全活動に関する事業に対し、補助金を交付することにより、地域の共同活動によって支えられている農空間の多面的機能の維持及び発揮を図る。 | 当該年度における農地維持活動・資源向上活動事業に要する経費（人件費を除く） | 下音羽及び長谷地区において農業者とその他の参画者による水路の泥上げ等の農地維持活動、ヒガンバナの植栽による景観形成、有害獣柵の設置などの資源向上活動に対し補助金を交付することにより、農空間の多面的機能の維持及び発揮を図ることができた。 | 1 | 219,200 | 産業環境部 農とみどり推進課 |
| 30 | 茨木市既存民間建築物耐震診断補助金 | 不特定 | 平成12年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造住宅の所有者、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造住宅以外の所有者 | 本市内に存する建築物の耐震診断の実施の促進を図る。 | 耐震診断費用 | 耐震診断の実施が促進され、建築物の耐震性を建築物所有者が把握することができた。 | 96 | 9,242,000 | 都市整備部 居住政策課 |

単位
交付件数：件
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|---------------------------------|--------------------------|-------|--|---|---|---|--------------|----------------------|-----------------|
| 31 | 茨木市木造住宅耐震改修等補助金 | 不特定 | ・改修工事の場合は、平成12年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造住宅の所有者 ・除却工事の場合は、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造住宅の所有者 | 本市内に存する木造住宅の耐震改修等を促進し、地震による市内の人的・物的な被害の軽減を図る。 | ・耐震改修設計に要する経費、耐震改修工事に要する経費 ・除却工事に要する経費 | 木造住宅の耐震化又は除却が促進されることにより、地震による人的・物的な被害の軽減に寄与した。 | 218 | 116,700,000 | 都市整備部 居住政策課 |
| 32 | 茨木市共同住宅耐震改修等補助金 | 不特定 | ・改修工事の場合は、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された共同住宅の所有者 ・除却工事の場合は、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された共同住宅の所有者 | 本市内に存する共同住宅の耐震改修を促進し、地震による市内の人的・物的な被害の軽減を図る。 | ・耐震改修工事に要する経費 ・除却工事に要する経費 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 都市整備部 居住政策課 |
| 33 | 吹付けアスベスト調査補助金 | 不特定 | 吹付けアスベストが施工されているおそれのある民間建築物の所有者 | 本市内に存する民間建築物の吹付けアスベストに関する調査の実施を促進し、吹付けアスベストの飛散防止対策の推進を図る。 | アスベスト含有の有無に関する調査費用（検体の採取等に要した経費を含む） | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 都市整備部 審査指導課 |
| 34 | ブロック塀等撤去事業補助金 | 不特定 | ブロック塀等所有者 | 危険なブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図り、道路等利用者の安全確保等に資するため、危険なブロック塀等の所有者がその全部又は一部を取り除く工事に対し、市が補助金を交付します。 | ブロック塀等の撤去工事に要する経費 通学路 上限30万円 その他 上限20万円 | 危険なブロック塀等の撤去工事に対し、補助を行うことにより、ブロック塀等所有者の負担軽減を図り、道路等利用者の安全確保の向上に寄与した。 | 108 | 20,870,000 | 建設部 建設管理課 |
| 35 | 文化財保存事業補助金 | 不特定 | 国、府又は市の指定、登録を受けた文化財の保存事業 | 国指定、府指定又は市指定の文化財の保存と活用を図るために事業に対し交付し、地域文化の向上を図ることを目的とする。 | 文化財の修理及び防災や、保存又は公開のための調査等にかかる費用 | 府指定有形文化財の蓮花寺木造地蔵菩薩立像の保存修理 | 1 | 300,000 | 教育総務部 歴史文化財課 |
| 36 | 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 | 特定 | 茨木市 | 令和の時代にふさわしい学校ICT環境の整備が急務であり、児童生徒1人1人台端末を前提とした高速大容量の通信ネットワークを全国一律に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で実現させる。 | ・校内LAN整備工事 ・電源キャビネット整備工事 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 学校教育部 教育センター |
| B さまざまな事業において誰もが活用できる補助金 | | | | | | | 9,164 | 1,155,547,424 | |
| 1 | 茨木市防犯カメラ設置事業補助金 | 特定 | 市長に届出している自治会等 | 市内の屋外公共空間に防犯カメラを設置する事業に対し、市が補助金を交付することにより子どもや女性を対象とした犯罪の発生抑止を促進し、もって安全で安心な都市の実現を図ることを目的とする。 | 防犯カメラ設置費用等 | 防犯カメラを設置することで、子どもや女性等を対象とした犯罪件数が減り、安全なまちづくりに寄与した。 | 9 | 1,255,000 | 総務部 危機管理課 |

単位
交付件数：件
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|-------------------------------|-------|---|--|------------------------------------|---|------|-----------|------------------|
| 2 | 茨木市防災士育成事業補助金 | 特定 | 市内自主防災組織に属し、且つ自主防災組織から推薦を受けた市民 | 防災士の資格の取得を促進する事業に対し、市が補助金を交付することにより、地域防災の担い手を育成し、もって地域コミュニティの活性化及び地域防災力の向上に寄与することを目的とする。 | 防災士研修講座受講料、防災士資格取得試験受講料、防災士認証登録申請料 | 自主防災組織連絡会の下に防災士部会を立ち上げ、防災士連絡会を結成し、防災士同士の交流を図ったことで、防災士のスキル向上及び地域防災力の向上に寄与した。 | 14 | 854,840 | 総務部 危機管理課 |
| 3 | いばらき・学生等連携事業補助金 | 公募 | 大学(短期大学及び大学院を含む。)、高等学校の学生で構成される団体、又は主たる拠点を市内に有する団体。 | 地域と学生等の自発的・自主的な連携取組を支援することにより、学生には地域での活動を通じた、より実践的な学びと地域への愛着を促し、地域には学生等の知識や、「ヨソモノ」、「ワカモノ」である学生の力を課題解決や活性化に活用することで、本市の強みである、学生の力をいかしたものづくりの促進を図る。 | 事業実施に要する費用 | 学生等の自発的・自主的な地域と連携した様々な分野の連携取組が実施され、本市の強みである学生の力を活かしたものづくりが促進された。 | 19 | 1,276,919 | 企画財政部 政策企画課 |
| 4 | 茨木市コミュニティ助成事業補助金 | 不特定 | 市が認めるコミュニティ組織 | コミュニティ活動に必要な備品等の整備に対して助成を行い、地域コミュニティ活動の充実・強化を図るために、一般財団法人自治総合センターの助成事業を活用し、地域社会の健全な発展と住民福祉を向上することを目的とする。 | コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する費用 | 補助金を活用しコミュニティ活動に必要な設備を一新したことにより、地域イベントの継続性の向上が図られた。 | 1 | 2,500,000 | 市民文化部 市民協働推進課 |
| 5 | 茨木市自治会集会施設等整備事業補助金 | 特定 | 市長に届出している自治会 | 自治会が自治会活動用に供する集会施設等の整備を行う場合に、市がその経費の一部を補助することにより、自治会の活動を増進、地域活動の推進を図ることを目的とする。 | 自治会集会所等の新築、建替え、増改築、修繕、ブロック塀等の撤去費用 | 集会施設の増築やバリアフリー化などにより、自治会活動の拠点が整備された。 | 7 | 4,516,000 | 市民文化部 市民協働推進課 |
| 6 | 茨木市自治会物置設置事業補助金 | 特定 | 市長に届出している自治会 | 自治会が自治会活動用に供する物置の設置を行う場合に、市がその経費の一部を補助することにより、自治会の活動を増進、地域活動の推進を図ることを目的とする。 | 物置の購入、運搬、組立て及び設置に要する費用 | 物置を設置することにより、自治会が所有する備品や活動に必要な用具の収納場所が整備された。 | 8 | 565,000 | 市民文化部 市民協働推進課 |
| 7 | 茨木市地域自治組織結成等支援交付金 | 特定 | 地域自治組織として登録を受けるための準備活動を行っていると認められる団体又は登録を受けた団体で3年を経過しないもの | 地域自治組織の結成に向けた取組及び初期の活動に対し、市が交付金を交付することにより地域自治組織の結成及び活動の活性化を促進し、住みよい地域づくりを推進することを目的とする。 | 事業実施に要する費用 | 地域自治組織結成に向けて必要な備品等の購入や地域情報誌を作成するなど各組織の連携を深めるきっかけにつながった。 | 2 | 586,764 | 市民文化部 市民協働推進課 |
| 8 | 茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金（自由テーマ型事業） | 公募 | 主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が5人以上の団体 | 市民や団体が自主的及び自発的に行う公益的な事業に対し、市が補助金を交付することにより、公益活動の活性化及び市民活動団体の支援を促進し、もって様々な地域課題の解決及び市民等が主体となった地域社会の実現を図ることを目的とする。 | 事業実施に要する費用 | 市内の市民活動団体等の新たな公益活動が展開され、市民と行政との協働体制構築が進展した。加えて、申請団体の事業計画力やプレゼンテーション能力も向上した。 | 25 | 3,350,392 | 市民文化部 市民協働推進課 |
| 9 | 茨木市地域行事開催等事業補助金 | 特定 | 地域自治組織 | 地域自治組織が行う地域行事等に対し、市が補助金を交付することにより、住民相互の交流を図ることを目的とする。 | 事業実施に要する費用 | 地域自治組織が行う地域行事に対して補助金を交付したことにより、地域住民間の親睦が図られ、地域コミュニティが醸成された。 | 10 | 6,911,264 | 市民文化部 市民協働推進課 |

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|------------------------------|-------|---|---|-------------------------|--|------|-----------|------------------|
| 10 | 茨木市地域活動支援交付金 | 特定 | 結成等支援交付金の交付を2回受けた地域自治組織又は登録後3年間を経過した地域自治組織 | 地域自治組織の活動及び運営に係る事業に対し、市が交付金を交付することにより地域自治組織の身近な地域課題を自主的に解決し、地域の状況に応じた特色ある活動を促進し、住み良い地域づくりを推進することを目的とする。 | 事業実施に要する費用 | 地域自治組織の活動に対して交付金を交付したことで、地域の課題解決に向けた体制の構築や地域の特色ある事業の実施が行われた。 | 11 | 9,945,968 | 市民文化部 市民協働推進課 |
| 11 | 茨木市飼い猫等避妊・去勢手術費補助金 | 不特定 | 所有又は世話をする猫を避妊・去勢手術した市民及び団体 | 猫の飼い主及び所有者不明猫の世話をを行う本市に登録された団体に対し、飼い猫等の避妊又は去勢手術に要する費用の一部を補助することにより、不幸な動物をなくし、適正な飼養及び愛護についての意識の高揚を図る。 | 飼い猫等の避妊又は去勢手術に要する費用 | 猫のみだりな繁殖を抑制し、適正な飼養及び動物愛護について、普及啓発を図ることにより、地域住民の良好な生活環境を維持することができた。 | 353 | 1,237,232 | 市民文化部 市民生活相談課 |
| 12 | 茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金 | 公募 | 5人以上の市民等で構成される団体 | 観光客の誘客及び市の知名度向上に寄与するイベントを実施する事業に対し、市がその経費の一部を補助することにより観光振興及びブランド化を促進し、もって観光がもたらす誘客宣伝効果によって商工業の振興及びまちの活性化をはかることを目的とする。 | 事業実施に要する費用 | 「IR-OICフェスタ」「IBARAKI JAZZ CLASSIC FESTIVAL」が補助金を利用して実施され、市内外からの数多くの誘客につながった。 | 2 | 2,419,000 | 産業環境部 商工労政課 |
| 13 | 茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊施設利用補助金 | 不特定 | 市民 | 姉妹都市である香川県小豆郡小豆島町に所在する宿泊施設を利用する市民に対し、自然環境にふれる機会を提供するとともに、小豆島町民との交流を促進し、もって市民の健康と福祉の増進を図ることを目的とする。 | 香川県小豆郡小豆島町に所在する宿泊施設の利用料 | 本補助金の支出により、茨木市民の小豆島町への宿泊を促し、姉妹都市交流の促進につながった。 | 182 | 559,460 | 市民文化部 文化振興課 |
| 14 | 茨木市歴史文化姉妹都市・竹田市の宿泊施設利用補助金 | 不特定 | 市民 | 歴史文化姉妹都市である大分県竹田市に所在する宿泊施設を利用する市民に対し、温泉や豊かな自然環境に触れる機会を提供するとともに、竹田市民との交流を促進し、もって市民の健康及び福祉の増進を図ることを目的とする。 | 大分県竹田市に所在する宿泊施設の利用料 | 本補助金の支出により、茨木市民の竹田市への宿泊を促し、姉妹都市交流の促進につながった。 | 58 | 431,800 | 市民文化部 文化振興課 |
| 15 | 文化芸術振興事業補助金(提案公募型) | 公募 | 主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が5人以上の団体 | 市民等が主体となる美術音楽等芸術分野に対して市がその経費の一部を補助することにより、美術音楽等芸術分野での活動が促進され、多くの市民が鑑賞実体験できる機会を設けことにより、文化の向上を図ることを目的とする。 | 事業実施に要する費用 | 「One Art Project」「茨木三曲協会」「茨木美術協会」「MASSHI project」「日本伝承芸能茨木市同好会」「平成白川座実行委員会」「モモプロ」「アーバピレフィルハーモニー管弦楽団」の8件のイベントが補助金を利用して実施され、多くの市民が文化芸術に触れる機会を創出した。 | 8 | 718,000 | 市民文化部 文化振興課 |
| 16 | 立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助金 | 不特定 | 文化・芸術、教育、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉及び保健医療に関する団体が実施する事業(イベント及び当該団体の職員のための福利厚生行事等当該団体の活動に直結しない事業を除く。) | 立命館いばらきフューチャープラザグランドホールを利用する市内で活動する団体に対し、市が補助金を交付することによりグランドホールの利用を促進し、もって文化・芸術、教育、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉及び保健医療の向上を目的とする。 | 事業実施に要する費用 | 市民団体の負担軽減および利用促進につながった | 7 | 835,000 | 市民文化部 文化振興課 |

単位
交付件数：件
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|-----------------------------------|-------|---|---|---|---|------|------------|-------------------|
| 17 | 茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金(少年少女スポーツ大会事業) | 不特定 | 主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が5人以上で、定款、規約、会則等による運営がなされている団体 | 市民等が自主的及び自発的に行う少年・少女を対象としたスポーツ大会事業に対し、市が補助金を交付することにより、少年・少女の体力の向上、同世代の親睦とスポーツ推進を図ることを目的とする。 | メダル等消耗品、案内・会場説明等印刷費、会場等使用料に要する経費 | スポーツ大会を通して体力の向上と、チーム間の親睦、青少年健全育成に大きな役割を果たすことができた。 | 1 | 75,000 | 市民文化部 スポーツ推進課 |
| 18 | トップアスリート支援事業補助金 | 不特定 | 市内在住し、在学し、又は在勤し、中央競技団体等の日本代表（年代別を除く）、または日本オリンピック委員会等の強化指定を受けている者等 | 東京2020オリンピック・パラリンピックで活躍が期待できる選手に対し、市が補助金を交付することにより、選手の競技活動に係る経済的負担の軽減を図るとともに本市を代表する選手としての意識と自覚を醸成し、茨木市におけるスポーツの推進を図ることを目的とする。 | 平成31年4月1日から令和3年7月22日までに発生した競技活動を行う上で要する経費 | 経済的負担の軽減により、選手がより充実した競技活動が行えたことにより、本市を代表する選手としての意識と自覚を醸成することができた。 | 13 | 1,753,000 | 市民文化部 スポーツ推進課 |
| 19 | 人権・男女共同参画推進事業補助金（提案公募型） | 公募 | 市民の皆さまを対象に人権・男女共同参画事業を実施する団体 | 人権・男女共同参画意識の普及・高揚を図り、もってすべての人の人権が尊重された、明るいまちづくりに寄与することを目的に、茨木市内に活動拠点を置く団体が自主活動として実施する人権・男女共同参画事業に対し、補助金を交付する。 | 人権・男女共同参画に関する講演会・研修会に要する費用 | 公募した結果、原爆被害者の会による被爆体験の語り部活動等に補助金を交付し、市民の皆さまの人の人権意識高揚に寄与することができた。 | 1 | 60,000 | 市民文化部 人権・男女共生課 |
| 20 | 茨木市重度重複障害者等支援事業補助金 | 公募 | 重度重複障害者等に生活介護、共同生活援助又は短期入所のサービスを提供した茨木市の指定障害福祉サービス事業者 | 医療的ケアが必要な障害者、重度重複障害者又は多動で見守りが必要な行動援護者等の重度の障害者を受入れる指定障害福祉サービス事業者に対して助成を行うことで、重度重複障害者がいつまでも住み慣れた地域で生活できる体制を作り、障害者福祉の充実に寄与する。 | 重度重複障害者等の受入れに要する事業費 | 年間で生活介護に延べ72,684人、共同生活援助に延べ38,398人、短期入所に9,878人の重度重複障害者等がサービスを利用し、障害福祉サービス事業所がその支援体制を整備することにつながった。 | 40 | 98,999,996 | 健康福祉部 障害福祉課 |
| 21 | 茨木市障害者共同生活援助事業に係る施設開設補助金 | 公募 | 障害者共同生活援助事業を新規開設・増設する団体 | 障害者総合支援法、障害福祉計画においては、障害者の生活の場としてグループホームの活用・整備が示されており、施設の整備を促進する観点から社会福祉法人等がグループホームを建設や改修する費用について、補助を行う。 | 共同生活援助実施施設の新規開設又は増設に伴う、家屋の改修費、初年度備品購入等費 | グループホームの新規開設が1件あり、開設に要する費用を補助することにより、障害者が地域で自立生活を始められる体制作りにつながった。 | 1 | 1,250,000 | 健康福祉部 障害福祉課 |
| 22 | 茨木市生活介護事業所入浴サービス促進事業補助金 | 公募 | 生活介護事業の中で、入浴サービスを提供した茨木市の指定障害福祉サービス事業者 | 重度障害者に対するサービスの向上と高いニーズにこたえるため、入浴サービスを実施する生活介護事業所に対し、補助を行うことにより、生活介護事業所における入浴サービスの実施促進を図り、障害者福祉の増進に寄与する。 | 生活介護事業における入浴サービスの提供に要する事業費 | 生活介護事業において入浴サービスを11事業所で提供できるようになり、年間で延べ7,023人の重度障害者が利用し、障害福祉サービス事業所がその提供体制の整備をすることにつながった。 | 11 | 14,046,000 | 健康福祉部 障害福祉課 |
| 23 | 茨木市障害者社会参加促進事業補助金 | 不特定 | 主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が20人以上で、障害者の社会参加の促進を目的とした社会見学、外出等の事業を実施する団体 | 障害者の社会参加の促進や自立した生活を支援することを目的として活動する団体が実施する社会見学、外出等の事業に対し、市が補助金を交付することにより、障害者の社会参加の促進・充実を図ることを目的とする。 | バスの借上料金・バスの駐車料金、 | 7団体から、申請があった。障害者の社会参加が促進され、障害者の社会生活の充実につながった。 | 9 | 1,241,000 | 健康福祉部 障害福祉課 |

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|-----------------------|-------|---|---|--|--|------|-----------|----------------|
| 24 | 茨木市障害理解促進事業補助金 | 公募 | 主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が10人以上であり障害者福祉の啓発、障害者との交流を深める行事及び障害理解促進に関する研修会を行う団体。 | 団体が市内で実施する障害者福祉の啓発、障害者との交流を深める行事及び障害理解促進に関する研修会の開催に対し、市が補助金を交付することにより、障害理解の促進を図り、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例の基本理念に基づく「共に生きるまち茨木」を実現することを目的とする。 | 次に掲げる経費のうち、国又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受けていない事業 (1)市内に在住し、在勤し、又は在学している者を主な対象として市内で実施する次に掲げる事業 ア 障害者福祉の啓発 イ 障害者との交流を深める行事 (2)障害理解の促進に関する研修会の開催 | 障害者福祉の啓発や障害者と市民との交流、研修会等の開催を通じて、障害理解の促進につながった。 | 3 | 137,000 | 健康福祉部 障害福祉課 |
| 25 | 茨木市事業者の合理的配慮の提供に係る助成金 | 公募 | 市内において、飲食、物販、医療その他の障害者を含む不特定多数のものの利用が見込まれる事業を行う事業者であり、合理的配慮の提供を行うためのコミュニケーションツールの作成、物品の購入または工事の施工を行う者 | 市内で不特定多数の市民が利用する事業を行う事業者が障害のある人に対し合理的配慮の提供を行うために、必要な費用を市が助成することにより、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例を目指す「共に生きるまち茨木」を実現することを目的とする。 | 次に掲げる経費のうち、国、都道府県その他各種団体が実施する補助事業により補助の対象となっている経費以外の経費 (1) コミュニケーションツール作成費 (2) 物品購入費 (3) 工事施工費 | 事業者が助成金を利用し、合理的配慮に取り組んだことで、障害のある人も事業を利用しやすくなり、「共に生きるまち茨木」の実現につながった。 | 8 | 1,212,000 | 健康福祉部 障害福祉課 |
| 26 | いきいき交流広場開設事業補助金 | 公募 | いきいき交流広場実施団体 | 高齢者の地域における身近な居場所と交流の場所としてのいきいき交流広場を開設し、在宅高齢者のいきがいづくりや地域福祉の向上を図る。 | いきいき交流広場実施団体が、広場を開設するための経費 | 令和元年度執行額なし | 0 | 0 | 健康福祉部 地域福祉課 |
| 27 | 高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金 | 不特定 | 本市で活動している団体で、構成員が5人以上で、過半数の者が本市在住の60歳以上の者で構成される団体。 | 本市で活動している高齢者団体に対し、高齢者、子ども、障害者等を支援するための事業の立ち上げを支援することにより、高齢者の居場所の創出及び社会参加を促進し、もって高齢者の福祉の向上に資することを目的とする。 | 高齢者、子ども、障害者等を支援するための事業の立ち上げに要する一時的な経費（交際費、食糧費、運営に要する経費等事業の立ち上げに関係しない経費を除く。） | 高齢者向けの健康づくり教室を開催する団体1件に対して、事業立ち上げ補助を行うことで、住民を主体とした介護予防の取組みを拡大することができた。 | 1 | 969,830 | 健康福祉部 地域福祉課 |
| 28 | 茨木市予防接種費用助成金 | 不特定 | 定期予防接種を市内の委託医療機関以外で接種した市民のうち、接種費用を自己負担した者。 | 主治医や里帰り先等の他市町村で定期接種を接種するとき、費用が自己負担の場合があるが、そのような場合でもなるべく負担が小額（または無料）で済むように、かかった費用を還付して、経済的負担の軽減を図る。 | 定期予防接種の接種費用 | 様々な理由により市内の委託医療機関で定期予防接種を接種することができない者でも、金銭面の不安なく、他市町村で接種することができた。 | 488 | 3,690,149 | 健康福祉部 保健医療課 |

単位
交付件数：件
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|------------------|-------|--|--|--------------------------------------|--|-------|------------|----------------|
| 29 | 高齢者肺炎球菌ワクチン公費助成金 | 不特定 | 70歳以上の市民で、高齢者肺炎球菌ワクチンを市内の協力医療機関以外で接種した者。 | 市内の協力医療機関で高齢者肺炎球菌ワクチンを接種した場合、3,000円の補助が受けられ、被接種者は医療機関の窓口で接種費用から3,000円差し引いた金額を支払えばよいが、市内の協力医療機関以外で接種を受けた場合でも、接種後に助成金を返付し、どの医療機関で接種しても平等に助成金を受けられるようにするため。 | 高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用 | 様々な理由により市内の協力医療機関で高齢者肺炎球菌ワクチンを接種することができない者でも、市内の協力医療機関で接種した場合と等しく助成を受けることができた。 | 1 | 3,000 | 健康福祉部 保健医療課 |
| 30 | 茨木市妊婦健康診査費用助成金 | 不特定 | 妊娠中に妊婦健康診査を大阪府外で受診した市民。 | 健康な妊娠・出産を迎えるための妊婦健康診査を大阪府外で受診した場合、妊婦健康診査受診券を使用することができないために実費での支払いとなるため、かかった費用を返付し、受診者の経済的負担の軽減を図る。 | 妊婦健康診査費用 | 受診者の経済的負担の軽減を図ることで、延べ2,152人の妊婦及び胎児が大阪府外においても必要な健康診査を受けられ、健康状態の確認及び安全な出産につなげることを支援することができた。 | 2,152 | 15,554,342 | 健康福祉部 保健医療課 |
| 31 | 茨木市産婦健康診査 | 不特定 | 産後2週間、産後1ヶ月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を受診した市民。 | 産後2週間、産後1ヶ月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備し、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る。 | 産婦健康診査費用 | 受診者の経済的負担の軽減を図ることで、産婦が必要な健康診査を受けられ、産後うつの予防や産後の初期段階における母子に対しての支援を強化することができた。 | 95 | 396,746 | 健康福祉部 保健医療課 |
| 32 | 茨木市特定不妊治療費助成金 | 不特定 | 特定不妊治療を受けた市民のうち、夫婦ともに要綱の条件にあてはまる者。 | 所得制限により、大阪府が実施する「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の対象とならない特定不妊治療を受ける市民に対し、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産める環境を整える。 | 平成28年10月1日以降に指定医療機関で開始した特定不妊治療に要する費用 | 特定不妊治療を受けた市民に対し、経済的負担の軽減を図ることで、延べ126組の夫婦が安心して妊娠・出産できるよう支援することができた。 | 126 | 22,185,400 | 健康福祉部 保健医療課 |
| 33 | 茨木市不育症治療費助成金 | 不特定 | 不育症と診断され、治療を受けた市民のうち、夫婦ともに要綱の条件にあてはまる者。 | 不育症は治療を受けることで8割以上が無事出産できることから、不育症と診断され、治療を行っている市民に対し、治療に係る費用の一部助成をすることにより、経済的負担の軽減を図る。 | 検査費用、入院費用等を除く、保険適用外の不育症の治療費用等 | 不育症と診断された市民に対し、経済的負担の軽減を図ることで、延べ9組の夫婦が安心して不育症治療を受け、妊娠・出産ができるよう支援することができた。 | 9 | 393,000 | 健康福祉部 保健医療課 |
| 34 | がん検診推進事業自己負担額助成金 | 不特定 | 本市に住民登録のある、当該年4月1日時点でのいざれかに該当する者で、かつ、年度内において市が実施する各種がん検診の費用を負担した者。①乳がん検診 40歳の女性②子宮頸がん検診 20歳の女性 | 各種がんの早期発見及び早期治療を促進し、もって市民の健康の保持増進を図る。 | 乳がん、子宮頸がん検診に要する費用 | 各種がん検診の費用を助成を行うことにより、がんの早期発見・治療の促進につなげ、計20名の健康の保持増進を図ることができた。 | 11 | 8,500 | 健康福祉部 保健医療課 |

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|----------------------------------|-------|--|--|--|---|------|------------|------------------|
| 35 | 人間ドック等助成金 <特別会計> | 不特定 | 人間ドック・脳ドックを受診した国民健康保険被保険者のうち、次のいずれにも該当する市民。 ①満40歳以上74歳以下の被保険者 ②保険料を完納している世帯 ③同じ年度内に同一のドックを受診していない ④同じ年度内に特定健診を受診していない ⑤市と府国保連合会が受診結果を特定保健指導その他の保健事業に利用することに同意すること | 疾病の早期発見及び早期治療を促進し、並びに生活習慣病を予防し、もって被保険者の健康の保持を図る。 | 人間ドック又は脳ドックの受診に要する費用 | 人間ドック又は脳ドックを受診した市民に対して助成を行うことにより、疾病的早期発見・早期治療につなげ、被保険者の健康保持増進を図り、延べ853名の生活習慣病予防及び医療費の抑制に努めることができた。 | 853 | 20,401,968 | 健康福祉部 保健医療課 |
| 36 | 認知症高齢者グループホーム利用負担軽減補助金 <特別会計> | 不特定 | 低所得者の入居者に対して家賃助成を行った事業所 | 認知症の低所得者に対し認知症ケアが充実した認知症高齢者グループホームの家賃を軽減することにより利用の促進を図る。 | 適用区分に応じ事業所が軽減した利用者負担相当額 | 低所得者の認知症高齢者の負担軽減を図ることができた。 | 28 | 3,451,000 | 健康福祉部 長寿介護課 |
| 37 | 大学奨学金利子補給事業 | 不特定 | 給付を決定した市民 | 市民が大学等を卒業した後に抱える奨学金返済の負担を軽減し、若者の市内への流入と定住促進を図るため、奨学金の利子相当額の給付金を給付する。 | 平成30年10月1日から令和元年9月30日までに返還した奨学金の利子額（上限20,000円） | 若者の奨学金返済の負担軽減と定住促進が図られた。 | 603 | 8,525,051 | こども育成部 こども政策課 |
| 38 | 医療型児童発達支援センター給食自己負担金補助金 | 不特定 | 医療型児童発達支援センター利用者の保護者 | 当該児童の給食費用の自己負担金の一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、障害児の早期療育の充実を図ること。 | 医療型児童発達支援センターを利用する際に保護者が支払った給食費用の自己負担金 | 市立の児童発達支援センターに通所する場合と同様に、民間の医療型児童発達支援センターに通所する障害児の保護者の負担軽減が図れた。 | 7 | 86,028 | こども育成部 子育て支援課 |
| 39 | 茨木市重度肢体不自由児等支援事業補助金 | 不特定 | 本市内にある医療型児童発達支援センター | 医療型児童発達支援センターが重度肢不自由児等に通所支援を提供する場合、手厚い支援体制が必要であるが、そのために人員等を加配しても報酬には反映されない。そこで市が補助を行うことにより、通所支援事業の円滑な運営を促進し、重度肢体不自由児等の在宅生活の充実を図ることを目的とする。 | 重度肢体不自由児等の受入れに要する事業費 | 医師、看護師等による医療行為が必要な重度複障害児等402人を受入れることにより、在宅生活の充実を図ること | 1 | 18,979,300 | こども育成部 子育て支援課 |
| 40 | 障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金 | 不特定 | 市内でサービス等利用計画もしくは障害児支援利用計画の作成実績のある市内の相談支援事業所 | 障害者相談支援（障害児相談支援）は、介護保険のケアプラン（居宅サービス計画）のように毎月の報酬算定ができず、障害福祉サービス報酬のみでの事業運営が困難な事業であるため、市が補助を行うことにより、計画相談支援事業の円滑な運営を促進し、障害者（児）の福祉の充実を図ることを目的とする。 | サービス等利用計画（障害児支援利用計画）作成に係る事業経費 | これまでサービス等利用計画（障害児支援利用計画）が作成されていなかった障害福祉サービス等利用者に対して、サービス等利用計画108件、障害児支援利用計画42件の作成ができ、以って、障害者（児）の適正なサービス利用をすすめることができた。 | 13 | 7,500,000 | こども育成部 子育て支援課 |

単位
交付件数：件
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|-------------------------|-------|---|---|---|--|------|------------|----------------|
| 41 | 茨木市軽度難聴児補聴器購入等費用補助金 | 不特定 | 軽度の難聴がある18歳未満の市民で、要綱の条件にあてはまる者 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費の支給及び大阪府難聴児補聴器交付事業実施要綱の対象とならない軽度の難聴児の補聴器の購入等に対する補助 | 補助の対象となる経費は、耳かけ型、ポケット型及び耳穴型の補聴器の本体及び附属品の購入等に要する経費 | 軽度の難聴児においても補聴器の購入時に補助を受けられるようになつたため、言語及び生活適応訓練を促進し、福祉の増進を図ることができた。 | 4 | 173,052 | こども育成部子育て支援課 |
| 42 | 茨木市私立幼稚園等在籍園児保護者に対する補助金 | 不特定 | 私立幼稚園等在籍園児の保護者 | 幼稚園等の就園を奨励し、幼稚園教育の振興を図る。 | 私立幼稚園等に在籍する園児の入園料、保育料 | 私立幼稚園等に子どもを通園させている保護者に補助することにより経済的負担を軽減することができた。 | 440 | 9,339,120 | こども育成部保育幼稚園事業課 |
| 43 | 私立保育所用地取得補助金 | 不特定 | 新たに認可保育所を設立又は増設するために用地を取得する社会福祉法人 | 待機児童が解消できていない地域や今後保育需要が増加すると考えられる地域に、私立保育所を新築・増築し、また、必要に応じた改修・大規模修繕を行うことにより、保育施設の適正配置及び保育施設そのものの適正化を図る。 | 用地取得費 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | こども育成部保育幼稚園総務課 |
| 44 | 茨木市中小企業融資信用保証料補助金 | 不特定 | 市内の中小事業者で、茨木市及び大阪府の融資制度を利用する事業者 | 大阪信用保証協会に信用保証料を支払った者に市が補助金を交付することにより金融費用の負担を軽減し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。 | 中小企業者が大阪信用保証協会の保証付融資を利用される際に支払った信用保証料 | 中小企業者の融資の際の信用保証料負担が軽減され、資金調達がしやすくなることで、経営の維持・拡大につながった。 | 33 | 3,223,915 | 産業環境部商工労政課 |
| 45 | 中小企業公害防止施設整備資金融資利子補助金 | 不特定 | 公害防止施設の設置・改善のため茨木市中小企業振興資金融資を利用する事業者 | 市の融資制度を利用して公害防止施設（下水道の除外施設を含む）を整備するものに対して当該融資に係る利子補給することによって公害防止施設の整備を図り、もって中小企業者の経営の安定を図る。 | 公害防止施設を整備する際に、中小企業者が支払った当該融資の利子 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 産業環境部商工労政課 |
| 46 | 小売商業活性化促進融資利子補助金 | 不特定 | 茨木市中小企業振興資金融資を受けるもので、かつ、大型店舗の進出に伴い影響を受けると認められる中小企業者が支払った当該融資の利子に対し、市が補助金を交付することにより、中小企業者の経営の安定化を図る。 | 茨木市中小企業振興資金融資を受けるもので、かつ、大型店舗の進出に伴い影響を受けると認められる中小企業者が支払った当該融資の利子に対し、市が補助金を交付することにより、中小企業者の経営の安定化を図る。 | 中小企業者が支払った当該融資の利子 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 産業環境部商工労政課 |
| 47 | 茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金 | 不特定 | 彩都バイオインキュベータ等に入居する資本金3億円以下又は従業員50人以下の企業（みなし大企業を除く） | バイオインキュベーション施設に入居するバイオベンチャー企業に対して施設賃料の一部を補助することによりバイオベンチャー企業の集積を図る。 | 彩都バイオインキュベータ、彩都バイオヒルズセンター、彩都バイオノバーションセンターへの入居賃料 | 年間を通じて入居率は90%を超える、バイオベンチャー企業の集積と継続的な育成を促進することができた。 | 14 | 12,165,300 | 産業環境部商工労政課 |
| 48 | 中小企業人材育成支援事業補助金 | 不特定 | 中小企業基本法に定める中小企業者で市内に事業所を有するもの | 市内中小企業者が行う人材育成に補助金を交付し商工業の振興を図る。 | (独) 中小企業基盤整備機構中小企業大学校等の機関が行う研修訓練の受講料 | 中小企業大学校関西校と連携して、市内でセミナー・ゼミを開催したことで、中小企業者の利便性を図るとともに、人材育成を支援することができた。 | 11 | 231,000 | 産業環境部商工労政課 |
| 49 | 茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金 | 不特定 | ①市民又は市内に本社（本店）を有する法人（小売、理・美容、飲食、療術業） ②商店街・中心市街地において、業種・業態転換、新規分野進出又は新店舗出店のため、改築工事を行う者（飲食、小売業） | 市民等が市内で所有・賃貸借する小売店舗等の改築工事に対して、その経費の一部を補助することにより、市内商工業施設の活性化を促進し、もって商工業の振興を図る。 | 店舗の改築（改装）工事費 | 市内における小売店等の改築（改装）が促進され、店舗の集客力向上及び地域活性化につながった。 | 13 | 6,275,000 | 産業環境部商工労政課 |

交付件数：件
単位
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|--------------------------------------|-------|---|--|----------------------------------|--|------|-------------|----------------|
| 50 | 茨木市創業促進事業補助金 | 不特定 | 事業を営んでいない個人が、個人又は新たに設立した法人で創業しようとするもの、又は創業して5年を経過しないもの | 市内で創業する個人や新たに設立した法人に対し、補助金を交付することで、本市における創業を促進し、市内商工業の振興と地域経済の活性化を図る。 | 事業の用に供する建物の改装工事費、賃借料及び法人設立に要する経費 | 市内における創業が促進され、商店街等のにぎわい創出や地域経済の活性化につながった。 | 38 | 14,989,000 | 産業環境部 商工労政課 |
| 51 | 茨木市創業融資に係る利子補給金 | 不特定 | 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項に規定する市町村の長の証明を受け、対象融資の実行を受けた者 | 市内で創業する中小企業者に対し、市が創業のための融資について利子補給金を交付することによりその利子負担の軽減を図り、もって市内産業の活性化を図ることを目的とする。 | 中小企業者が支払った対象融資の利子 | 創業時の利子負担を軽減することにより、本市での創業者の増加が見込まれる。また、創業に必要な知識を習得した事業者が、市内で継続して事業活動を行うことにより市内産業の活性化が図られる。 | 78 | 3,149,000 | 産業環境部 商工労政課 |
| 52 | 茨木市企業立地促進奨励金 | 不特定 | 企業、一般社団法人、一般財団法人、独立行政法人、学校法人、医療法人（産業集積促進地域のみ） | 企業等の立地を促進し、産業振興及び地域経済の活性化を図ることを目的として、市内において一定の要件満たす企業等に対し、土地、建物、償却資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額の2分の1を5年間補助する。 | 企業の立地や設備投資に対して奨励金を支出 | 新規立地（移転も含む）及び既存企業の設備投資の動機づけになり、新たな雇用が創出されるなど地域経済の活性化につながった。 | 38 | 337,794,500 | 産業環境部 商工労政課 |
| 53 | 茨木市障害者雇用奨励金 | 不特定 | 障害のある市民を雇い入れた従業員数300人以下の事業者 | 障害のある市民を雇用する事業主に対し、奨励金を支給することにより、障害者の雇用の安定を促進し、もって障害者の自立の助長と福祉の増進を図ることを目的とする。 | 障害者の雇用に対し奨励金を支出 | 障害者雇用に対する奨励金交付（3社10人分）により、障害のある市民の安定雇用と自立の助長につながった。 | 13 | 2,730,000 | 産業環境部 商工労政課 |
| 54 | 茨木市正規雇用促進奨励金 | 不特定 | 失業中の市民を正規労働者として市内の事業所で雇用した中小企業事業主、又は、非正規労働者として働く市民を市内事業所で正規労働者へ転換した中小企業事業主及び働きやすい職場づくり推進事業所の事業主 | 失業中の市民を正規労働者として雇用した事業主及び非正規労働者として働く市民を正規労働者に転換した事業主に対し、市が正規雇用促進奨励金を交付することにより、市民の安定就労を促進し、もって市民生活の安定に資することを目的とする。 | 正規雇用に対し奨励金を支出 | 失業中や不安定な就労形態であった18人の市民が正規労働者として雇用されたことにより、市民の安定就労が促進されるとともに、市民生活の安定につながった。 | 18 | 5,800,000 | 産業環境部 商工労政課 |
| 55 | 茨木市再就職支援助成金 | 不特定 | 職業能力の開発及び向上のため講座及び講習を受講した求職活動中の市民 | 職業能力の開発及び向上のため講座及び講習を受講した求職活動中の市民に対し、市が茨木市再就職支援助成金を交付することにより、市民の安定就労を促進し、もって市民生活の安定に資することを目的とする。 | 教育訓練の実施機関に支払った受講料（入学金は除く） | 市が職業能力の開発及び向上を目的に求職中の市民3人に対して支援を行い、再就職活動に資した。 | 3 | 44,600 | 産業環境部 商工労政課 |
| 56 | 産業活性化プロジェクト促進事業補助金（認知度向上事業・付加価値向上事業） | 公募 | 市内中小企業者（個人・法人）または2人以上の市内事業者を含む5人以上の団体 | 市内事業者等が実施する市内産業の活性化につながる事業に対し、市が補助金を交付することにより、民間の主体的な取組を促進し、もって市内産業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的とする。 | 事業実施に要する費用 | 市内事業者の自発的な取組により地域活性化に向けた取組が促進された。 | 3 | 849,000 | 産業環境部 商工労政課 |

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|-------------------------------|-------|---|--|--|---|------|------------|---------------|
| 57 | 介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金 | 不特定 | 介護・福祉事業所を市内に有する法人及びそれらの法人で構成された団体 | 市内の社会福祉事業を行う事業所又は施設における雇用を促進するイベントに出展する事業及び当該イベントを開催する事業に対し、市が補助金を交付することにより当該イベントの活性化を促進し、もって社会福祉分野における人材確保の機会及び求職者の就労の機会の向上を図ることを目的とする。 | 雇用促進イベント出展経費（委託料、出展料）、雇用促進イベント開催経費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、委託料、使用料、賃借料） | 6法人に、雇用促進イベントの出展にかかる経費の補助を実施するとともに、1団体に雇用促進イベントを開催する経費の補助を行った。社会福祉分野における人材確保の機会及び求職者の就労の機会の向上が図られた。 | 7 | 392,000 | 産業環境部商工労政課 |
| 58 | 茨木市商店街・小売市場振興事業補助金（イベント等事業） | 特定 | 市内の商店街又は小売市場 | 市内の商店街及び小売市場が行うイベントやPR事業に対し、補助金を交付することにより、市内の商店街及び小売市場の活性化を促進し、もって商業の振興を図る。 | 事業実施に要する費用 | 商店街のPR事業等が実施され、市内商業の振興が促進された。 | 11 | 2,519,000 | 産業環境部商工労政課 |
| 59 | 茨木市产学連携スタートアップ支援事業補助金 | 公募 | 市内中小企業者（みなし大企業を除く） | 大学の保有する研究成果・技術をもとにした、産学連携の研究開発事業等に対して、その費用の一部を補助することにより、優れた技術を掘り起こして、その実用化に向けた取組を促進し、もって本市の経済成長及びイノベーション創出に寄与することを目的とする。 | 大学との具体的な新技术や新製品又は新サービスの研究開発、技術革新などの連携事業に伴い発生する大学に支出する経費や原材料費、外部委託費など | 5社から申請があり、そのうち4社を採択した。事業の実用化には至らなかったが各事業者とも引き続き実用化に向けて取り組んでおり、今後の事業活動の向上が見込まれる。 | 4 | 6,879,000 | 産業環境部商工労政課 |
| 60 | 茨木市災害復旧支援利子補助金 | 不特定 | 災害復旧に係る補助対象融資の実行を受け、借入金を市内の事業所の設備資金又は運転資金に充てるもの | 大阪北部地震又は平成30年台風21号に起因した融資について、利子補助金を交付することにより、その利子負担の軽減を図り、市内産業の早期復興を図る。 | 中小企業者が支払った対象融資の利子 | 災害による被害を受けた中小企業に利子補助金を交付したことにより、市内産業の早期復興を図ることができた。 | 67 | 5,516,187 | 産業環境部商工労政課 |
| 61 | 農空間活用事業補助金（土づくり支援事業） | 不特定 | 団体構成員が3人以上の土づくりを行う団体 | 米利用の有機性資源を活用して土づくりを行う事業に対し補助することにより、農業振興を図る。 | 土づくりの資材費 | 糞がら堆肥の作成を促進することで、環境にやさしい農業の推進を図ることができた。 | 1 | 11,000 | 産業環境部農とみどり推進課 |
| 62 | 農空間活用事業補助金（景観作物栽培事業及び試験展示圃事業） | 不特定 | 転作に伴い事業を行う実行組合及び農事組合法人や遊休農地の活用に伴い事業を行う実行組合及び農事組合法人又は農業者で1団体当たり栽培面積おおむね10a以上で同一品目を作付けする者 | 米の生産調整の推進と農地の有効活用、地域の景観形成に寄与することにより、都市と農村の交流を促進し、地域の活性化を図る。 | (転作) 種苗費、肥料・農薬費、資材費、育成費 (遊休) 種苗費、肥料・農薬費 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 産業環境部農とみどり推進課 |
| 63 | 耕地事業補助金 | 不特定 | 土地改良事業等を実施する農業者の組織する団体、土地改良区、農業法人、農業協同組合 | 市内の農業団体が行う事業に対し、市が補助金を交付することにより、農業基盤の整備及び都市交流基盤の整備を促進し、もって市域の農空間の保全と活用を促し、農業の担い手の確保と育成を図ることを目的とする。 | 土地改良、防災、災害関係、都市農村交流基盤の各事業の工事請負費等 | 農業基盤等の整備により、営農環境の向上と農作業の効率化が図られ、担い手確保と、市域農空間の保全と活用につながった。 | 8 | 16,510,000 | 産業環境部農とみどり推進課 |
| 64 | 農業者支援事業補助金（農業機械導入支援） | 不特定 | 認定農業者、JA茨木市受託部会の会員 | 市内において農業者が行う農作物の生産に必要な機械導入に対し補助金を交付することにより、地産地消を促進し、農産物生産の安定と向上を図る。 | (認定農業者) 農業用機械購入費、施設導入費、施設常備費 (JA茨木市受託部会会員) 農業用機械購入費 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 産業環境部農とみどり推進課 |

交付件数：件
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|--------------------------|-------|--|--|--|---|------|-----------|----------------|
| 65 | 農業者支援事業補助金（農作物生産支援） | 不特定 | 市内に住所を有する農業者 | 茨木市内の生産・販売を目的とした農作物の生産に必要な施設等の導入に対する補助金交付することにより、地産地消を促進し、農産物生産の安定と向上を図る。 | 施設整備費、土壤改良費、果樹苗購入費の合計が8万円以上の事業で、土壤改良については、水田等から畑地・果樹園等に転換するために必要な事業のみ | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 産業環境部 農とみどり推進課 |
| 66 | 茨木市エコ農産物推進事業補助金 | 不特定 | 茨木市エコ農産物推進協議会の認証を受けた大阪エコ農産物の生産・販売を行う農業者 | 新鮮で安全・安心な大阪エコ農産物「いばらき育ち」の生産・販売を行う事業に対し、補助金を交付することにより、大阪エコ農産物の栽培を普及させ、もって大阪エコ農産物の持続的な生産・販売活動の維持及び促進を図る。 | 大阪府の認証を受けた大阪エコ農産物の生産・販売に要する経費 | 18品目の農作物において、化学農薬・肥料の使用回数を減らした安心・安全な農産物を供給する事ができた。 | 37 | 711,000 | 産業環境部 農とみどり推進課 |
| 67 | 農空間活用事業補助金（觀光農林漁業推進管理事業） | 不特定 | 団体構成員が3人以上の農林漁業者が組織する団体 | 農林漁業の振興を促進し、農林漁業経営の近代化を図る目的で、施設當繪又は運営管理に必要な資材等の購入に対し補助を行う。 | 施設當繪費・施設管理費 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 産業環境部 農とみどり推進課 |
| 68 | ため池環境保全事業補助 | 不特定 | ため池を所有し、又は管理する農業者等及びこれらの者で組織される団体 | ため池の適切な維持管理を促進し、もって農業の振興と環境の保全を図ることを目的とする。 | ため池に発生した水草及びごみを回収・撤去する事業に要する経費 | ため池に発生した水草の除去及びごみを回収することにより、環境の保全、向上が図られた。 | 3 | 1,569,000 | 産業環境部 農とみどり推進課 |
| 69 | 茨木市景観作物活用事業補助金 | 不特定 | れんげを堆肥として水稻を栽培する実行組合 | れんげを堆肥として水稻を栽培する実行組合に対し、補助金を交付することにより、栽培過程における負担を軽減し、れんげによる良好な景観を形成するとともに新たな特産品としてれんげ米の生産を促進し、地産地消の推進を図る。 | れんげを堆肥として水稻を栽培する経費 | れんげを堆肥として水稻を栽培する実行組合13団体に対し、補助金を交付することにより、8haのれんげによる良好な景観を形成するとともに、新たな特産品としてれんげ米の生産を促進し、地産地消の推進を図ることができた。 | 13 | 746,100 | 産業環境部 農とみどり推進課 |
| 70 | 民有地緑化事業補助金 | 不特定 | 茨木市において住宅又は事務所、事業所等の敷地を所有し、又は使用する個人及び団体等 | 道筋に面した民有地での生垣緑化や壁面緑化、沿道への高木植栽を促進することで、身近な緑空間の創出や道路、住宅空間の景観改善、さらには炭酸ガスの吸収による地球環境改善等に寄与することを目的とする。 | 復員2m以上の道路に面して生垣を新設する、幅員4m以上の道路に面し道路から眺望できる壁面等を新たに緑化する、幅員2m以上の道路沿いに新たに高木を植栽する場合等の費用 | 民有地緑化事業補助金の活用により3本の高木が新たに沿道に植栽され、緑あふれる魅力ある街づくりの推進が図られた。 | 2 | 30,000 | 産業環境部 農とみどり推進課 |
| 71 | 集落営農の組織化支援事業補助金 | 不特定 | 平成28年4月1日以降に設立された集落営農組織及び平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に設立された集落営農組織で、改正前の担い手経営発展支援事業実施要綱に基づく担い手経営発展支援事業のうち集落営農の組織化支援の対象となることができなかつたもの | 地域の中心となる経営体を育成し、及び確保し、もって農業経営管理の合理化その他経営の発展及び円滑な継承に資するため、農業経営の法人化及び集落営農の組織化に対し、国費を財源とし、市が補助金を交付する。（平成28年度のみ執行） | 規約作成、印刷製本費、会場借り料、消耗品費、会計経理の知識の習得に係る税理士等の専門家に要する経費（謝金及び旅費）その他集落営農の組織化に必要な経費 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 産業環境部 農とみどり推進課 |

単位
交付件数：件
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|-----------------------------------|-------|---|---|--|---|------|-------------|-------------------|
| 72 | 茨木市景観作物栽培事業 | 不特定 | 茨木市景観作物活用事業を活用してれんげ米栽培を行っている実行組合 | 実行組合が実施する地域の景観形成に寄与する作物であるれんげを一団で栽培する事業に対し、市が補助金を交付することにより、れんげによる良好な景観を形成するとともに、都市と農村の交流を促進し、農村地域の活性化を図る。 | れんげを栽培する経費 | れんげ米栽培農地に隣接した農地にれんげを栽培する実行組合1団体に対し、補助金を交付することにより、集団農地において良好な景観を形成するとともに、都市と農村の交流を促進し、農村地域の活性化を図ることができた。 | 1 | 4,050 | 産業環境部 農とみどり推進課 |
| 73 | 茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金 | 不特定 | 市内の自ら居住する住宅に太陽光発電システム等を設置した市民 | 経費の一部を市が補助することにより、家庭での新エネルギー及び省エネルギー機器の普及を促進し、もって地球温暖化防止を推進する。 | 対象機器の購入及び設置工事等に要する経費 | 364件の住宅用太陽光発電システム等の設置により、市域における二酸化炭素が年間359.83トン削減された。 | 364 | 15,644,300 | 産業環境部 環境政策課 |
| 74 | 茨木市環境管理制度認証取得事業補助金 | 不特定 | 市内に事業所を有する中小企業者等で、平成30年度または令和元年度に補助対象環境管理制度を取得した事業者 | 本市区域内で活動を行う事業者が環境管理制度を構築し、第三者による認証を取得する事業に対し、市が補助金を交付することにより、温室効果ガスの排出量の低減など地球温暖化を始めとする環境問題を改善し、環境負荷の少ない社会の形成を図る。 | 環境管理制度の認証取得に要する経費 | 補助金の申請がなかったため未執行である。 | 0 | 0 | 産業環境部 環境政策課 |
| 75 | 茨木市省エネ・省CO ₂ 設備導入事業補助金 | 不特定 | 本市域内の事業所において省エネルギー設備への改修または新エネルギー利用設備の設置を行う中小企業 | 本市の区域内で活動を行う事業者の二酸化炭素の排出量削減を促進するため、省エネルギー改修を行う事業に対し、市が補助金を交付することにより、新エネルギー利用設備及び省エネルギー設備の普及促進と市域の低炭素化を推進する。 | 新エネルギー利用設備または省エネルギー改修を導入する事業費 | 空調機の設置やLED照明への改修など10件の事業が実施され、事業活動に伴って排出される二酸化炭素が年間107.45トン削減された。 | 10 | 6,392,000 | 産業環境部 環境政策課 |
| 76 | 茨木市生ごみ処理容器等設置補助金 | 不特定 | 市内に居住し、生ごみ処理容器等を設置する者 | 一般家庭において生ごみ処理容器等を購入し設置する者に対し、市が補助金を交付することにより排出される生ごみの減量と再資源化を促進し、ごみの減量化と再資源化に対する市民の意識向上を図ることを目的とする。 | 購入経費 | 家庭から排出されるごみの内、生ごみは概ね24%あることから、令和元年度助成の53基分で約4.7トンのごみ減量化が図られた。 | 51 | 691,100 | 産業環境部 資源循環課 |
| 77 | 事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金 | 不特定 | 市内事業所 | 事業所における紙ごみ分別ボックス購入に係る費用への補助を行うことにより、事業系紙ごみの排出抑制と再資源化を図ることを目的とする。 | 購入経費 | 紙ごみを分別することにより、再資源化が促進された。（独自に紙ごみ分別ボックスを設置する事業所が増加して、補助金申請件数が減少してきたことから、令和元年度で廃止） | 0 | 0 | 産業環境部 資源循環課 |
| 78 | 土地区画整理事業補助金 | 不特定 | 土地区画整理組合、農住組合等 | 健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とし、土地区画整理事業を促進し公共施設の整備改善と、宅地の利用増進を図ること。 | 土地区画整理事業に要する経費（調査設計費、移転費、公共施設整備費、宅地整備費、下水道等整備費等） | 南目垣・東野々宮土地区画整理事業の事業化促進のための支援 | 1 | 137,000,000 | 都市整備部 都市政策課 |

単位
交付件数：件
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|--------------------|-------|--|--|--|---|-------|-------------|----------------|
| 79 | 茨木市住宅改修支援金 | 不特定 | 地震及び台風21号の被害を受けた住宅を改修した所有者又は居住者 | 平成30年大阪府北部を震源とする地震及び平成30年台風21号により被害を受けた市内の住宅の改修に要した経費の一部について、市が支援金を交付することにより、被災した市民等の経済的負担の軽減を図る。 | 地震及び台風21号により被害を受けた住宅の日常生活に欠くことのできない部分の改修工事に要する経費 | 市が支援金を交付することにより被災した住宅の復旧及び市民等の経済的負担の軽減に繋がった。 | 1,175 | 170,718,000 | 都市整備部 居住政策課 |
| 80 | 茨木市転居費用支援金 | 不特定 | 地震及び台風21号の被害による罹災証明書の交付を受けた者の中、被災に伴い市内の別の住宅へ転居した者 | 平成30年大阪府北部を震源とする地震及び平成30年台風21号により居住していた住宅に被害を受けた市民が市内の別の住宅へ転居する場合に、市が支援金を交付することにより、被災した市民の経済的負担の軽減を図る。 | 地震及び台風21号により被害を受けた住宅から、市内の別の住宅に転居するために引越業者等に支払った費用 | 市が支援金を交付することにより被災した市民の経済的負担の軽減に繋がった。 | 37 | 1,390,000 | 都市整備部 居住政策課 |
| 81 | 茨木市多世代近居・同居支援事業補助金 | 不特定 | 子世帯（中学生以下の子どもがいる世帯または40歳未満の夫婦世帯）と親世帯（子世帯の父母または祖父母）のいずれかが近居・同居するため、住宅を取得または持ち家をリフォームし、1年以内に転入した世帯 | 市が補助金を交付することによりそれぞれの世代が支えあって暮らせるまちづくりを促進し、本市への定住を図る。 | ・住宅の新築工事又は購入に要する経費 ・住宅のリフォーム工事に要する経費 | 市が補助金を交付することによりそれぞれの世代が支えあって暮らせるまちづくりが促進され、本市への定住に繋がった。 | 59 | 17,655,000 | 都市整備部 居住政策課 |
| 82 | 茨木市空家活用事業補助金 | 公募 | 地域貢献につながる空家活用モデルを示すことを目的に茨木市空家活用提案事業に応募し、採択された事業を行う団体又は個人 | 市民等が自主的かつ自発的に行う空家等の活用事業に対し、市が補助金を交付することにより空家活用のモデル事例を創出し、地域の課題解決や魅力向上を図る。 | 空家等の改修に係る工事費及び事業開始に向けた準備費 | 空家状態が解消されるとともに、活用され始めたことを周囲に周知することで他の空家への波及効果をねらう。 | 1 | 2,000,000 | 都市整備部 居住政策課 |

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|--------------------------------|-------|---|---|--|--|-------|------------|------------|
| 83 | 細街路等整備事業補助金 | 不特定 | 細街路の整備に関する事業、生活道路の整備に関する事業を行うもの | 細街路計画に基づく道路整備費等の補助を行うことにより、計画的かつ良好な市街地の形成を図り、魅力あるまちづくりの推進に寄与する。また、建築主等と協働して、4メートル未満の道路や空地等を効率よく整備することにより、安全で快適な災害に強いまちづくりに資する。 | 工事費 | 細街路計画に基づく道路整備が行われたことにより、計画的かつ良好な市街地の形成が図られ、魅力あるまちづくりへつながった。また、建築主等と協働して、4メートル未満の道路や空地等の整備を行ったことにより、安全で快適な災害に強いまちづくりへつながった。 | 22 | 61,060,860 | 都市整備部審査指導課 |
| 84 | 茨木市防犯灯維持管理補助金 | 不特定 | 自治会（市に届出のあった自治会）又は管理組合 | 自治会等において地域の防犯対策として設置し、市の管理のよばない防犯灯に対して補助金を交付し、自治会等の負担軽減を図り、安全な市民生活を促進する。 | 防犯灯の維持管理費 | 1,268灯の防犯灯に対し、補助を行うことにより、自治会等の負担軽減を図り、安全な市民生活を促進に寄与した。 | 150 | 2,108,300 | 建設部建設管理課 |
| 85 | 防犯灯LED化事業補助金 | 不特定 | 自治会（市に届出のあった自治会）又は管理組合 | 自治会等が防犯灯をLED化する事業に対し、市が補助金を交付することにより地域における防犯環境の整備を促進し、安全安心なまちづくりの推進を図る。 | LED防犯灯灯具購入費 | LED化補助を行うことにより、自治会等の負担軽減を図るとともに環境負荷の低減を行った。 | 13 | 462,000 | 建設部建設管理課 |
| 86 | 公共交通利用環境改善事業補助金（路線バスＩＣカードシステム） | 不特定 | 本市の区域内を運行する路線バスを対象に、ＩＣカードによる運賃収受、乗降カウント等を行うシステムを導入する事業者 | 本市の区域内で運行する路線バスの利便性の向上を図る事業に対し、市が補助金を交付することにより公共交通機関の利用を促進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。 | ＩＣカードシステムの導入に要する経費 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 建設部道路交通課 |
| 87 | 公共交通利用環境改善事業補助金（バスロケーションシステム） | 不特定 | 本市の区域内を運行する路線バスを対象に、ＧＰＳ等を利用してバス車両の位置情報を収集し、インターネットを経由してバス車両の現在位置、停留所への到着予定時刻等の情報を提供するシステムを導入する事業者 | 本市の区域内で運行する路線バスの利便性の向上を図る事業に対し、市が補助金を交付することにより公共交通機関の利用を促進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。 | バスロケーションシステムの導入に要する経費 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 建設部道路交通課 |
| 88 | 茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金 | 特定 | 日本貨物鉄道（株） 阪急電鉄（株） | 今後発生が予想されている大規模地震及び劣化による鉄道施設の被害の未然防止及び拡大防止のための鉄道施設耐震補強事業に対し、補助金を交付することにより、列車の安全運行及び鉄道利用者の安全確保を図るとともに、発災時における緊急応急活動の機能を確保することを目的とする。 | ・鉄道事業の用に供する鉄道駅の建築物 ・構造物の柱、基礎等の補強 ・落橋防止工の整備 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 建設部道路交通課 |
| 89 | 高齢者運転免許証自主返納促進補助金 | 不特定 | 平成30年4月1日以降に自主的に有効期間内の運転免許証を全部返納した65歳以上の市民 | 高齢者による事故が増加していることから、高齢者用フリー定期券やICOCA購入費用に対して補助することで、運転免許証の自主返納を促進し、交通事故防止と公共交通を使った外出支援を目的とする。 | 交通系ＩＣカードの購入補助経費 | 高齢運転者が加害者となる事故防止と公共交通を使った外出支援につながった。 | 1,220 | 7,311,300 | 建設部道路交通課 |
| 90 | 山地部児童・生徒通学費補助金 | 不特定 | 通学の距離及び安全性から学校長がバス通学を許可した児童・生徒の保護者 | 山地部に居住する児童・生徒が茨木市立小・中学校に通学する場合で、通学の距離及び安全面からバス通学の必要性が認められるときに、その児童等の保護者に対して通学費を補助し、通学の安全確保と保護者の負担軽減を図る。 | 通学定期実費額 | 通学費用の負担を一部補助することにより、児童・生徒の通学の安全確保と保護者の費用負担の軽減を図ることで、義務教育の円滑な推進につながった。 | 47 | 570,723 | 教育総務部学務課 |

単位
交付件数：件
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|--|----------------------------|-------|--|--|---|--|-----------|--------------------|----------------|
| 91 | 茨木市鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業補助金 | 不特定 | 鉄道事業法第3条の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を経営する者及び軌道法第3条の規定に基づき国土交通大臣の特許を受けて運輸事業を経営する者 | 市内の鉄道駅における可動式ホーム柵の整備事業に対し、市が補助金を交付することにより、整備を促進するとともに鉄道利用者の安全を確保する。 | 可動式ホーム柵の整備に要する経費 | 可動式ホーム柵の設置により鉄道利用者の事故防止につながった。 | 2 | 36,834,000 | 建設部 道路交通課 |
| 92 | 政務活動費 | 特定 | 市議会議員及び会派 | 地方自治法及び茨木市議会公務活動費の交付に関する条例等に基づき、市議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部を交付する。 | 調査研究費、研修費、広報・広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費 | 議会の活性化が求められる中、議会機能の拡大・充実に寄与した。 | 21 | 5,178,068 | 市議会事務局 総務課 |
| 93 | 選挙公営交付金 | 不特定 | 市議会議員、市長選挙の候補者（支払先：選挙運動に係る自動車、ポスター及びビラの契約業者） | 公職選挙法で、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、選挙公営制度が採用されており、選挙運動用自動車、選挙運動用ポスター及びビラの費用を負担する。 | 市議会議員選挙及び市長選挙の候補者に係る選挙運動用自動車及び選挙運動用ポスター並びに市長選挙の候補者に係る選挙運動用ビラに係る費用 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 選挙管理委員会 |
| 94 | 不在者投票事務取扱交付金 | 不特定 | 不在者投票が行われた病院、老人ホーム等 | 公職選挙法の規定により、病院等福祉施設における不在者投票事務処理に係る経費を負担する。 | 市議会議員選挙及び市長選挙の病院等福祉施設における不在者投票事務処理に係る経費 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 選挙管理委員会 |
| 95 | 選挙運動用ハガキに係る交付金 | 不特定 | 市議会議員、市長選挙の候補者（支払先：日本郵便㈱） | 公職選挙法で、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、選挙公営制度が採用されており、候補者の選挙運動用ハガキに係る費用を負担する。 | 市議会議員選挙及び市長選挙の候補者に係る選挙運動用ハガキに係る費用 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 選挙管理委員会 |
| C 市民からの利用料だけでは実施が困難な民間事業者の事業に対する補助金 | | | | | | | 24 | 120,362,418 | |
| 1 | 茨木市街かどデイハウス支援事業補助金 | 特定 | 街かどデイハウス運営団体 | 住民参加による柔軟できめ細かな介護予防等のサービスを提供することにより、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を続けられるよう、在宅高齢者の保健福祉の向上に努めることを目的とする。 | 事業所が行う給食、健康チェック、健常体操、介護予防につながる取組み及び閉じこもり予防等の経費 | 補助金を支出することで、住民参加型地域福祉拠点としての街かどデイハウスの運営が円滑に実施され、地域高齢者の多様な居場所を確保することができた。 | 8 | 19,598,386 | 健康福祉部 長寿介護課 |
| 2 | コミュニティデイハウス事業補助金 <特別会計> | 特定 | コミュニティデイハウス事業実施団体 | 介護予防・日常生活支援総合事業におけるコミュニティデイハウス事業実施団体に対して、市が補助金を交付することにより、高齢者の介護予防及び生活支援を図り、もって在宅高齢者の保健福祉の向上に資することを目的とする。 | 事業所が行う給食、健康チェック、介護予防につながる取組み、利用者の送迎及び入浴に関する経費並びに事業所の開設経費 | 補助金を支出することで、介護予防・日常生活支援総合事業におけるコミュニティデイハウスの運営が円滑に実施され、要支援認定者及び事業対象者の通いの場を整備することができた。 | 13 | 74,318,592 | 健康福祉部 長寿介護課 |
| 3 | 茨木市障害者（児）歯科診療事業補助金 | 不特定 | 医療法人成和会 北大阪ほうせんか病院 | 障害児者の歯科診療について受け入れる病院が少ないとから、補助金を交付することにより医師等を確保し障害児者の健康維持に寄与する。 | 医師の人件費 | 障害者（児）歯科診療の実施により、障害者（児）歯科診療の円滑な運営を促進しており、延べ329人が受診した。適切な治療の受診により、本市の障害者福祉が向上した。 | 1 | 1,200,000 | 健康福祉部 保健医療課 |

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----------------------------------|----------------------------|-------|---|--|---|---|-----------|-------------------|------------------|
| 4 | 茨木市バイオインキュベーション施設集積促進事業補助金 | 特定 | バイオ・サイト・キャピタル株式会社(バイオインキュベーション施設の運営者) | バイオインキュベーション施設運営者が行うバイオインキュベーション施設集積促進事業に対し、市が補助金を交付することにより、バイオインキュベーション施設の集積促進を図り、本市産業の振興に資する。 | 事業に要する経費のうち、施設賃借経費、人件費及び管理経費 | バイオベンチャー企業の集積を促進するとともに、入居している10社（令和元年度末現在）に対する安定的な支援につながった。 | 1 | 23,666,440 | 産業環境部 商工労政課 |
| 5 | 茨木市地域バス路線運行事業補助金 | 特定 | 阪急バス㈱ | 市山間部において通学等の交通手段確保に必要なバス路線を運行している事業に対し、市が補助金を交付することにより、運行事業の継続及び維持を図り、安定した通学等の交通手段の確保することを目的とする。 | 補助金算定期間のバス路線運行に係る経常費用と経常収益の差額 | 採算性の低い山間部の路線において、補助金を支出することにより市山間部の路線バスの運行の継続と維持が図られ、通学児童を含めた市民の交通手段確保につながった。 | 1 | 1,579,000 | 建設部 道路交通課 |
| D 市立小・中学校や教職員活動に対する交付金・補助金 | | | | | | | 61 | 24,872,502 | |
| 1 | 茨木市立小・中学校特色ある学校づくり推進交付金 | 特定 | 特色ある学校づくり推進委員会（46委員会） | 小・中学校の各学校が解決すべき教育課題への研究と、教育活動の一つとして児童、生徒の豊かな体験活動を実施することによって、特色ある学校づくりを推進していくことを目的とする。 | 校内研修の実施や各研究会への参加、視察研修の実施、外部の学習の支援者に対する報償、研究に必要な文献、児童等の体験活動に係る経費 | 各小・中学校の指導方法の工夫改善や授業づくりなど様々な努力目標の達成、地域人材を活用した米作り、職業に関する講演、防災講演、水難防止教室等、豊かな体験活動や学習活動に資することができた。 | 46 | 21,786,916 | 学校教育部 学校教育推進課 |
| 2 | 茨木市教育研究会教育課題交付金 | 特定 | 市立小・中学校の教職員で構成される、教職員の横断的な組織（平成24年度から茨木市教育研究会に一括交付） | 特定の6つの教育課題である、生徒指導（生活指導）・進学対策・就職指導・人権教育・進路保障・外国人教育を行うことによって、日常の学校教育活動のうち各教科以外の諸課題に対応する。 | 生徒指導（生活指導）・進学対策・就職指導・人権教育・進路保障・外国人教育の各事業に係る経費 | 幼小中学校（園）における人権教育、外国人教育、小中学校での進学対策や就職指導の進路保障また生活・生徒指導の実践、調査研究や協議、幼小中間の連携などを通じて、各教育課題等の克服と児童・生徒・園児への指導の充実が図られた。 | 1 | 2,385,829 | 学校教育部 学校教育推進課 |
| 3 | 茨木市いのちの教育推進交付金 | 特定 | 市立中学校14校 | 茨木市立中学校が取り組む「命の大切さ」に関する体験活動等に対し、市が交付金を交付することにより、生徒の自他の生命を尊重する心の教育を推進し、もって自尊感情の育成に資することを目的とする。 | 「命の大切さ」に関する体験活動、「命の大切さ」に関する講演会、その他生徒の自他の生命を尊重する心の教育の推進に寄与すると市長が認める事業に係る経費 | 体験や聞きとり、講演会などで、自分の命の大切さを実感し、産み育ってくれた家族への感謝の気持ちを育むことができた。 | 14 | 699,757 | 学校教育部 学校教育推進課 |
| E 商工業団体が行う事業に対する補助金 | | | | | | | 15 | 15,047,000 | |
| 1 | 茨木商工会議所事業補助金 | 特定 | 茨木商工会議所 | 商工会議所が行う市内産業の発展に資する事業に対し、市が補助金を交付することにより、新産業の創出及び育成、既存産業の成長及び発展を促進し、もって市内産業の振興を図ることを目的とする。 | 地域産業の活性化に資する事業、事業者の経営相談等及び創業支援事業者と連携して実施する創業支援事業に係る経費 | 商工会議所による、様々な事業の実施により市内商工業者の組織強化などを促進し、商工業の振興を図ることができた。 | 1 | 12,194,000 | 産業環境部 商工労政課 |
| 2 | 商店街・小売市場振興事業補助金（共同施設関連事業） | 特定 | 市内商店街又は小売市場 | 市内の商店街及び小売市場が行う共同施設の設置・更新等に対し、補助金を交付することにより、市内の商店街及び小売市場の活性化を促進し、もって商業の振興を図る。 | 防災対策対応設備、街路灯、共同便所、駐車（輪）場、アーケード、冷暖房施設等の施設の整備等に係る経費 | 商店街が案内看板の整備等を行い、商店街のイメージアップ及び環境整備を行うことができた。 | 2 | 229,000 | 産業環境部 商工労政課 |

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|----------------------------|------------------------------------|-------|---|--|--|--|-----------|-------------------|-------------------|
| 3 | 茨木市商店街路灯維持管理事業補助金 | 特定 | 市内商店街又は小売市場 | 市内の商店街が維持管理する街路灯の電気料金に対し、市が補助金を交付することにより、商店街における安全・安心で快適な環境整備を促進し、もって市内商店街の振興を図ることを目的とする。 | 街路灯及びアーケード照明の電気料金 | 街路灯によって、商店街の利用客だけでなくその他の通行者や地域住民も安心感を得られることから、安心・安全な商店街の環境整備を図ることができた。 | 11 | 2,133,000 | 産業環境部 商工労政課 |
| 4 | 商店街・小売市場振興事業補助金（共同運営事業：地域生活支援事業） | 特定 | 市内商店街又は小売市場 | 市内の商店街及び小売市場が行う地域住民の利便性を高める事業に対し、補助金を交付することにより、市内の商店街及び小売市場の活性化を促進し、もって商業の振興を図る。 | 事業に係る経費 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 産業環境部 商工労政課 |
| 5 | 商店街・小売市場振興事業補助金（共同運営事業：駐車（輪）場借上事業） | 特定 | 市内商店街又は小売市場 | 市内の商店街及び小売市場が行う駐車（輪）場借上料に対し、補助金を交付することにより、市内の商店街及び小売市場の活性化を促進し、もって商業の振興を図る。 | 駐車（輪）場借上料等 | 商店街の利用客が駐車場を使えることにより、商店街の利便性が向上し、集客力の強化を図ることができた。 | 1 | 491,000 | 産業環境部 商工労政課 |
| 6 | 商工業団体資金利子補給金 | 不特定 | 事業協同組合、企業組合、商工組合、商店街振興組合等の中小企業者が組織する茨木市内の団体 | 商工業に対する事業資金の融通を円滑にするため、商工業者の組織する団体が金融機関より借り入れることによって生ずる当該資金について支払うべき利子の負担を軽減することに必要な補給金を交付し、もって商工団体の健全なる発展を図ることを目的とする。 | 金融機関より借り入れた設備・運転資金に対する利子 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 産業環境部 商工労政課 |
| F 農林業団体が行う事業に対する補助金 | | | | | | | 71 | 17,926,656 | |
| 1 | 茨木市森林整備事業補助金 | 特定 | 大阪府森林組合三島支店 | 適正な森林資源の整備を図るとともに森林の有する多様な機能を総合的資源として整備を図るため、林業団体が市内で行う森林整備事業に対し、市が補助金を交付することにより林業の振興を促進し、もって林業経営の近代化を図ることを目的とする。 | 森林整備事業に要する経費のうち、労務費及び材料費等 | 森林整備事業の実施により、市内林業の振興と森林資源の保全が図られた。 | 2 | 1,095,000 | 産業環境部 農とみどり推進課 |
| 2 | 茨木市森林整備地域活動事業補助金 | 特定 | 大阪府森林組合三島支店 | 森林の有する多面的得機能を十分に發揮させるため、森林所有者等が市内で行う森林整備事業に対し、市が補助金を交付することにより森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図ることを目的とする。 | 対象者が協定に基づき行う地域活動に要する森林情報の収集、森林調査、合意形成活動、境界の確認の経費 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 産業環境部 農とみどり推進課 |
| 3 | 茨木・ふれあいの森づくり事業補助金 | 特定 | 里山サポートネット・茨木 | 自主的に森林保全活動を実施する団体による森林の整備・管理事業に対し、市が補助金を交付することにより、都市住民と地域住民等とが連携・協働した里山の再生・保全活動を促進し、もって森林のもつ公益的な多面的機能の増進を図ることを目的とする。 | 資材購入費、機械器具借入費、育成管理費、調査費 | 都市住民と地域住民とが連携・協働した里山の再生・保存活動を促進し、森林の持つ公益的機能の増進が図られた。 | 1 | 1,160,000 | 産業環境部 農とみどり推進課 |
| 4 | 耕地事業補助金（松沢池環境整備事業） | 特定 | 茨木市春日地区土地改良区 | 松沢池堤塘敷の草刈り等に対し、補助を行い溜池環境の適正な維持を図る。 | 工事費（草刈り） | 堤塘敷（市章部付近）の適正な維持が図られた。 | 1 | 200,000 | 産業環境部 農とみどり推進課 |

単位
交付件数：件
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|---------------------------|---------------------------------------|-------|-------------------------------|---|--|--|------------|-------------------|----------------|
| 5 | 茨木市農林業団体交流活動事業等補助金（茨木市農業振興団体連合会） | 特定 | 茨木市農業振興団体連合会 | 市内の農林業団体が実施する都市と農村の交流活動等の事業に対し補助することにより、活力ある農村地域づくりの拡大を促進し、もって市内農林業の振興を図ることを目的とする。 | 都市と農村の交流活動等の事業に要する経費（研修費等） | 観光農園の整備や研修を市内農林業者に実施することにより、農林業の振興を図ることができた。 | 1 | 500,000 | 産業環境部 農とみどり推進課 |
| 6 | 茨木市農林業団体交流活動事業等補助金（見山地区都市農村交流活動推進委員会） | 特定 | 見山地区都市農村交流活動推進委員会 | 市内の農林業団体が実施する都市と農村の交流活動等の事業に対し補助することにより、活力ある農村地域づくりの拡大を促進し、もって市内農林業の振興を図ることを目的とする。 | 都市と農村の交流活動等の事業に要する経費（研修費等） | 先進地視察や広報誌を発行し、情報発信等を行うことにより都市と農村の交流活動が図ることができた。 | 1 | 300,000 | 産業環境部 農とみどり推進課 |
| 7 | 有害獣捕獲事業補助金 | 特定 | 大阪府獣友会茨木支部 | 現在、有害獣による農林産物被害を減少させるため、大阪府獣友会茨木支部、地元農業者、市が連携をとって捕獲檻やくくりわな等を使用し、捕獲活動を行っている。くくりわなを使用して捕獲活動をした場合、くくりわなが破損するため、補助金を交付する。 | くくりわなの購入費及び修繕費 | 有害獣捕獲活動を支援・推進することにより、農林産物の被害を減少させることができた。 | 49 | 245,000 | 産業環境部 農とみどり推進課 |
| 8 | 農空間活用事業補助金（ふるさと食材供給事業） | 不特定 | 都市農村交流活動を推進する農業者団体 | 市内産の農産物を主原料とする「地域特産品」の育成を支援することを目的とする。 | 市内産農産物の購入費 | 令和元年度は執行なし | 0 | 0 | 産業環境部 農とみどり推進課 |
| 9 | 茨木市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金 | 不特定 | 平成30年台風第21号により農業用施設の被害を受けた農業者 | 自らの経営のために行う農産物の生産又は加工に必要な施設の復旧及び被害を受けた農産物の生産に係る施設の撤去を緊急的に支援し、もって早急な営農再開による農業経営の安定を図ることを目的とする。 | 施設の修繕又は台風による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得に要する経費 | 農業用施設（ビニールハウス）の復旧を緊急的に支援し、早急な営農再開による農業経営の安定を図ることができた。 | 16 | 14,426,656 | 産業環境部 農とみどり推進課 |
| G 医療・福祉関係団体に対する補助金 | | | | | | | 111 | 54,043,370 | |
| 1 | 遺族会事業補助金 | 特定 | 茨木市遺族会 | 遺族会が実施する戦没者に対する慰靈に関する事業に対し、市が補助金を交付することにより、遺族福祉の向上に資するため。 | 忠魂碑の清掃・参拝、 慰靈式参列に係る経費 | 戦没者追悼式等への参列や、忠魂碑の清掃・参拝活動を通じ、英霊の顕彰、遺族への激励などを行い、遺族福祉の向上につながった。 | 1 | 204,000 | 健康福祉部 地域福祉課 |
| 2 | 老人クラブ活動補助金（単位老人クラブ） | 特定 | 単位老人クラブ | 会員相互の親睦と健全な生活の増進、福祉の向上を図ることにより、高齢者自身による介護予防や健康づくり、生きがいづくりに寄与することを目的とする。 | 単位老人クラブが行う社会奉仕活動、スポーツ活動、教養講座等に要する経費（市内清掃、子どもの登下校時の見守り、友愛訪問等） | 高齢者の福祉の増進を図るとともに社会奉仕や友愛活動の促進により、地域の支え合い及び高齢者のいきがいづくりにつながった。 | 109 | 3,839,370 | 健康福祉部 地域福祉課 |
| 3 | 地域医療支援病院施設設備等補助金 | 不特定 | | 地域医療支援病院の承認を受けた病院に対して市が補助金を交付することにより、地域医療を支援する医療体制の整備を促進し、地域医療水準の向上を図ることに寄与する。 | 施設整備に関する事業及び設備整備に関する事業 | | 0 | 0 | 健康福祉部 保健医療課 |

交付件数：件
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|---|---------------------|-------|----------------|---|---|---|------|------------|-------------------|
| 4 | 集中治療室運営費補助金 | 不特定 | | 市内で集中治療室を設置する病院に対し、手厚い人員配置や設備の充実が求められる集中治療室の運営経費の一部を支援することで、市内においてより高度な急性期医療の確保と持続性の向上を図る。 | 集中治療室に携わる医師等の人工費、及び室内設備及び医療機器更新等の消耗品費、備品購入費及び修繕料。 | 該当病院への支援により、より高度な急性期医療の確保と持続性の向上に寄与した。 | 1 | 50,000,000 | 健康福祉部 保健医療課 |
| H 公的委員が円滑に活動するために当該委員で組織する団体への補助金 | | | | | | | | | |
| 1 | 茨木市人権擁護委員会事業補助金 | 特定 | 茨木市人権擁護委員会 | 国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るために、法務大臣より委嘱を受けて活動している人権擁護委員の活動の円滑化を図るとともに、人権尊重のまちづくりをめざす。 | 人権擁護、人権啓発及び救済活動に要する経費 定例会及び研修会の会場及び附帯設備の借上げに要する経費 三島人権擁護委員協議会助成金、大阪府人権擁護協力会費、研修にかかる交通費 | 基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るために活動をしている人権擁護委員会に補助金を支出することにより、地域における人権啓発や人権相談等、円滑な人権擁護啓発活動を行うことができ、もって、人権尊重のまちづくりに寄与した。 | 1 | 392,500 | 市民文化部 人権・男女共生課 |
| 2 | 茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金 | 特定 | 茨木市民生委員児童委員協議会 | 茨木市民生委員児童委員協議会は、民生委員法第20条の規定に基づく団体で、民生委員が担当する区域や事項を定めることや、連絡調整などの役割を担っており、地域の住民の暮らしを支援するため、さまざまな福祉に関する活動を行っている民生委員の活動を支援するため。 | 法に基づく職務の遂行や職務上必要な知識・技術の習得、活動の宣伝等に要する経費（活動費、分担金及び負担金、研修参加費、旅費、通信運搬費、物品購入費、印刷製本費）及び民生委員協力員の活動に要する経費 | 府等が実施する各種研修会に参加することにより、資質向上が図られた。また、毎月の定例会の開催により、民生委員間の円滑な連絡調整が行われ、地域における円滑な活動の支援につながった。 | 1 | 8,080,000 | 健康福祉部 地域福祉課 |
| 3 | 茨木地区保護司会事業補助金 | 特定 | 茨木地区保護司会 | 茨木市保護司会は、保護司法第13条に基づく団体で、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努めている保護司の活動を奨励し、資質向上を図るため。 | 保護司の職務に関する研究等の事業及びサポートセンターの運営に要する経費（会議費、研修費、サポートセンター運営費等） | 新任保護司研修会や保護観察対象者との面接をテーマとして丸一日研修を行う「夏季一日研修会」などの各種研修事業の実施により、保護司の資質向上が図られた。また、毎月の定例会等の開催により、保護司間の円滑な連絡調整が行われ、地域社会の更生保護活動を支援し、もって住民福祉の向上に資することができた。 | 1 | 851,000 | 健康福祉部 地域福祉課 |
| I 小・中学校区ごとに地域で公益活動を行う団体及びその上部団体に対する補助金 | | | | | | | | | |
| 1 | 茨木市自主防災組織事業補助金 | 特定 | 市内自主防災組織 | 自主防災組織の活動及び防災資機材の購入に対し、市が補助金を交付することにより、自主防災組織の防災活動を促進し、もって地震、火災その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。 | 防災訓練実施事業、防災研修会等実施事業、会報等発行事業、防災資機材設置事業に要する経費 | 防災訓練の実施や、啓発冊子の作成、防災資機材の購入等を行うことで、地域の防災活動を促進し、防災力、防災意識・知識の向上に寄与した。 | 50 | 2,699,000 | 総務部 危機管理課 |

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|-------------------------------|-------|---|--|---|---|------|-----------|------------------|
| 2 | 茨木市自治会連合会事業補助金 | 特定 | 茨木市自治会連合会 | 地区連合自治会相互の親睦と住民福祉の増進をはかることを目的に設立し、単位自治会の育成協力を図る。自治会の活性化につながる研修会、機関紙の発行など、単位自治会と一緒にとなった事業推進を図る。 | 自治会長説明会、研修会、視察研修会の開催、回覧板、自治会ハンドブック、自治会ハンドブック概要版、自治会加入案内ちらしの作成、機関紙の発行、自治会加入促進等に要する経費 | 各連合会長の視野を広げるための研修会・視察研修会の開催や、自治会ハンドブック、自治会ハンドブック概要版、自治会加入案内ちらし、回覧板などの作成により、市内の自治会活動の活性化につながった。 宅建協会・不動産業界と自治会加入に関する協定の締結に基づき自治会の加入促進とその効果測定を行った。 | 1 | 1,370,000 | 市民文化部 市民協働推進課 |
| 3 | 茨木市スポーツ大会関係事業補助金 | 特定 | 公民館区事業実施委員会等 | 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の促進に寄与し、地域住民の健康の増進と親睦をはかり、合わせて生涯スポーツの推進に資することを目的とする。 | 参加賞・入賞賞品代、石灰・旗等競技用消耗品、プログラム印刷費、傷害保険料等に要する経費 | 市内の各地区において玉入れ、綱引き等の団体戦や50m走、100m走の個人戦などを取り入れたスポーツ・レクリエーション活動をとおして、地域住民の健康増進と親睦を図ることができた。 | 23 | 8,112,436 | 市民文化部 スポーツ推進課 |
| 4 | 茨木市公民館区事業補助金 | 特定 | 公民館区事業実施委員会その他これに類する団体等 | 各公民館区事業実施委員会等の実施する事業に対し、市が補助金を交付することにより、地域住民の主体的な学習活動や地域活動を促進し、地域住民の生活文化の振興を図る。 | 地域レクリエーション、ふるさとまつり、文化展（祭）、館報発行事業に要する経費 | 地域レクリエーション（23団体）、ふるさとまつり（19団体）、文化展（23団体）、館報の発行（23団体）により、地域住民の学習活動や地域活動が促進され、生活文化の振興と住民交流が図られた。 | 23 | 6,906,931 | 教育総務部 社会教育振興課 |
| 5 | 茨木市青少年健全育成事業補助金 | 特定 | 小学校区こども会育成連絡協議会、小学校区青少年健全育成運動協議会、小学校区青少年会育成会、中学校区青少年健全育成運動協議会、中学校区青少年指導員会、茨木市こども会育成連絡協議会、茨木市青少年指導員連絡協議会 | 市内の青少年健全育成関係団体が実施する青少年健全育成事業に対し、市が補助金を交付することにより、地域における青少年の健全育成活動を推進することを目的とする。 | 青少年健全育成事業に要する経費（校区スポーツ大会、こども会キャンプ、清掃奉仕、広報誌発行等） | 校区スポーツ大会、清掃活動、キャンプ等の実施により、校区内における保護者、学校、地域のつながりをより深め、地域における青少年健全育成活動の推進を図ることができた。 | 85 | 6,095,237 | 教育総務部 社会教育振興課 |
| 6 | 茨木市子どもの安全見守り隊(校区ボランティア巡視員)交付金 | 特定 | 子どもの安全見守り隊（32隊） | 小学校児童の登下校時の安全確保と犯罪の抑止のために、校区の見守り活動を続ける校区ボランティア巡視員の組織的な見守り活動を推進することを目的とする。 | 登下校の見守り活動に必要なユニフォーム等、防犯訓練への参加経費、地域安全マップの作成などに要する経費 | 小学校区の地域の熱心なボランティア巡視員1,221人の方に、児童の登下校の日々の見守り活動を続けていたことで、登下校の児童の安全確保が担保された。 | 32 | 960,000 | 学校教育部 学校教育推進課 |

単位
交付件数：件
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|---------------------------------------|-------|------------------|--|--|---|------|-------------|------------------|
| J | 市の事務の代替的な事業を行う団体への補助金 | | | | | | 8 | 258,027,115 | |
| 1 | 茨木市住みよいまちづくり協議会事業交付金 | 特定 | 茨木市住みよいまちづくり協議会 | 市民が主体となり、住みよいまちづくり推進のための様々な活動を行っている。交付金を交付することで、市民の手によるまちづくり運動を促進し、住民相互の連帯性を高めることを目的としている。 | 年末市内一斉清掃・自治会の広報活動用掲示板の配布・市民憲章唱和の推進・環境啓発活動・ひったくり被害防止キャンペーン等に要する経費 | 年末市内一斉清掃・市民憲章唱和の推進・ひったくり被害防止キャンペーン等の実施により、住民相互の連帯感を高めることにつながった。 | 1 | 1,600,000 | 市民文化部 市民協働推進課 |
| 2 | 茨木市茨木市国際親善都市協会事業補助金 | 特定 | 茨木市国際親善都市協会 | 姉妹及び友好都市並びにその他の都市との交流を促進し、もって都市相互間における市民の文化、福祉等の向上を図ることを目的とする。 | 茨木市国際親善都市協会の活動に要する経費 | 姉妹都市交流事業（小豆島町への訪問40人）、青少年活動室活動（参加者計109人）、実用日本語学習会（参加者計230人）、ふれあい交流（参加者数計40人）、第26回国際交流の集い（参加者数383人）等、国内外の文化交流につながる活動が実施された。 | 1 | 1,720,000 | 市民文化部 文化振興課 |
| 3 | 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置関連事務の委任に係る交付金 | 特定 | 地方公共団体情報システム機構 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の規定に基づき、委任している、特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の費用負担のため。 | 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置関連事務の委任に係る経費 | 事務を委任することで情報提供ネットワークシステムによる、情報提供・照会を円滑に実施することが可能となった。 | 1 | 6,744,000 | 企画財政部 情報システム課 |
| 4 | 茨木市観光協会事業補助金 | 特定 | 一般社団法人 茨木市観光協会 | 茨木市観光協会の行う観光事業の円滑かつ健全な運営を促進し、もって観光がもたらす誇客宣伝効果によって商工業の振興及びまちの活性化を図ることを目的とする。 | 黒井の清水大茶会事業、観光マップ・パンフレット作成事業、観光イベント事業等に要する経費 | ホームページやマップ等での情報発信のほか、いばらき観光ウォーク、マップ・パンフレット作成、黒井の清水大茶会等、観光振興につながる事業が実施された。 | 1 | 9,898,000 | 産業環境部 商工労政課 |
| 5 | 茨木市文化振興財団補助金 | 特定 | 公益財団法人 茨木市文化振興財団 | 補助金については財団の事業部門（人件費含む）に充てられており、これにより優れた公演や講座を開催することができ、地域文化のより一層の発展に寄与することができる。 | 主催・共催公演の開催、講座・講演会等の実施などの事業経費やその他運営に要する経費 | 文化の振興のための主催・共催事業や、情報の収集・提供、舞台芸術公演等で、令和元年度は舞台芸術公演における主催事業11、共催事業14、後援事業12、また、交流公演における主催事業3、学習体験における主催事業10の実施により8千人以上が入場するなど、本市の芸術・文化の振興につながった。 | 1 | 88,000,000 | 市民文化部 文化振興課 |

単位
交付件数：件
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|----------------|-------|---------------------|--|--------------------------------------|--|------|-------------|-------------------|
| 6 | 茨木市人権センター事業補助金 | 特定 | 茨木市人権センター | 茨木市や大阪府の人権施策推進に協力し、市内各種団体と連携・協力して人権尊重の社会づくりに寄与することを目的に、人権課題を抱える人たちの相談窓口の開設ほか、差別や人権侵害を予防するための啓発活動、人権課題に取り組む団体への支援を行っている。 | 講演等の啓発事業の講師料・運営費、地域人権団体への活動支援費に要する経費 | 「人権を考える市民のつどい」などの人権に関する講演会を開催し、人権尊重の社会づくりに寄与した。また、人権啓発を担う人材の養成や地域で人権啓発活動を実施する市民団体への支援は、地域における自主的かつ効果的な人権尊重意識の醸成につながった。 | 1 | 5,919,704 | 市民文化部 人権・男女共生課 |
| 7 | 茨木市社会福祉協議会補助金 | 特定 | 社会福祉法人 茨木市社会福祉協議会 | (社福) 茨木市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき設立された法人で、本市とともに地域福祉の推進を図ることを目的とする公益性の高い団体であることから、当該団体の財政基盤の安定を図り、活動を促進することにより、地域福祉の推進を図る。 | 運営費、小地域ネットワーク活動推進事業等に要する経費等 | 33地区で小地域ネットワーク活動の実施や敬老会が開催されるなど、地域福祉に係る活動の活性化を図り、住民福祉の向上が図られた。 | 1 | 108,145,411 | 健康福祉部 地域福祉課 |
| 8 | シルバー人材センター補助金 | 特定 | 公益社団法人茨木市シルバー人材センター | 高齢者の就業機会を促進するとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。 | シルバー人材センターの運営費 | 補助金を支出することで、高齢者に就業機会を提供するとともに福祉の増進を図ることができた。 | 1 | 36,000,000 | 健康福祉部 地域福祉課 |

単位
交付件数：件
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|--------------------------|-------------------------|-------|--|---|---|---|------|-------------------|------------------|
| K 社会教育関係団体に対する補助金 | | | | | | | 1 | 4,490,000 | |
| 1 | 茨木市体育協会事業補助金 | 特定 | 特定非営利活動法人茨木市体育協会 | 市内で行われるスポーツ大会等の円滑な運営を促進し、スポーツの推進を図り、もって市民生活の向上に資することを目的とする。 | 大会負担金、報償費、消耗品費、交通費等 | バレー・ボーラー、バスケットボール、バドミントンなどのスポーツ大会の開催（29種目、参加者：9,460人）により、スポーツ・レクリエーション活動の普及・推進につながった。 また、三島地区総合体育大会で上位に入賞した9種目15種別の競技において、本市の代表チームが、大阪府総合体育大会へ出場を果たした。 | 1 | 4,490,000 | 市民文化部 スポーツ推進課 |
| L その他の補助金等 | | | | | | | 11 | 11,464,191 | |
| 1 | 消費者団体事業補助金 | 特定 | 茨木市消費者協会 | 地域消費者活動を促進し、消費生活の安全、安定及び向上を図ることを目的とする。（関係事業への参加、学習会、各研修会等を実施） | 消費者啓発、消費者教育及び調査研究活動に要する経費（関係事業への参加、研修会、各種事業等） | 消費者が安全で安心な暮らしができるよう、暮らしの情報提供を行い、自立した消費者の育成を図ることができた。 | 1 | 286,320 | 市民文化部 市民生活相談課 |
| 2 | 茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助金 | 特定 | ファミリー・サポート・センターの依頼会員で援助活動をおこなっている児童扶養手当を受給している世帯 | 相互援助活動を利用した児童扶養手当受給世帯の会員に対し、依頼会員から援助会員に支払われる謝礼金の一部を市が補助することにより、相互援助活動の利用に係る経済的負担を軽減を図ること。 | 依頼会員から援助会員に支払われる謝礼金 | 昨年度より実施しているため、実勢数が少なく、効果を図るのは難しいが、謝礼金の補助をすることにより、同補助金の登録者のファミリー・サポート・センター事業利用に係る経済的負担を軽減することができた。 | 1 | 8,750 | こども育成部 子育て支援課 |
| 3 | 茨木市勤労者互助会事業補助金 | 特定 | 茨木市勤労者互助会 | 茨木市勤労者互助会が行う事業に対し、市が補助金を交付することにより円滑かつ活発な事業活動を促進し、もって事業所に勤務する従業員の福祉の増進及び事業所における雇用の安定を図ることを目的とする。 | 勤労者福祉の増進のための事業 | 茨木市勤労者互助会（会員数1,228人、会員事業所数141事業所）において各種事業（ボウリング大会、講習会、通信教育補助など）が実施され、事業所で働く従業員の福祉の増進及び事業所における雇用の安定が図れた。 | 1 | 4,866,282 | 産業環境部 商工劳政課 |
| 4 | F I Cベース株式会社等補助金 | 特定 | F I Cベース株式会社 | 市が出資するまちづくり会社に対し、市が補助金を交付することにより株式会社等の健全な運営を促進し、もって茨木のまちの活性化を図る。 | 人件費、管理費、事業調査費 | 会社の円滑な運営に寄与とともに、本市中心市街地活性化基本計画掲載の主要事業実施に向け必要となる調査など、事業化に向けた準備体制を整えることができた。 | 1 | 4,120,198 | 都市整備部 市街地新生課 |

単位
交付件数：件
交付額：円

| No. | 補助金等名称 | 交付先分類 | 交付の相手方 | 交付の目的 | 補助対象経費 | 補助金支出の効果 | 交付件数 | 令和元年度交付額 | 担当課名 |
|-----|---------------------------------------|-------|---------------------|---|--|---|--------|---------------|------------------|
| 5 | 茨木市交通安全推進団体事業交付金（「交通事故をなくす運動」茨木市推進本部） | 特定 | 「交通事故をなくす運動」茨木市推進本部 | 茨木市における交通事故をなくす運動を強力に推進するため、各種交通安全運動の実践活動を通じ広く市民に交通安全思想の啓蒙を図り、交通事故の絶滅に寄与することを目的とし、春秋の交通安全運動の実施、年末年始及び行楽シーズンの交通安全運動等、交通事故防止に関する活動を行っている。 | 春・秋・年末の交通安全に伴う啓発用品等購入費・交通安全教室の資材購入、総会等会場使用料、保育所・幼稚園児へ配布する交通安全リボン購入費等 | 幼稚園、保育園、小学校等への交通安全教室を年間134回実施し36,928名が受講また、高齢者向けの交通安全講習会や春秋のいばらき交通安全大会、めいわく駐車追放夜間パトロール、自転車マナーアップ運動等、年間を通じた活動により、交通安全の啓発と市内の交通事故の減少につながった。 | 1 | 1,468,911 | 建設部 道路交通課 |
| 6 | 茨木市小規模小学校文化行事振興事業補助金 | 特定 | 小規模小学校（児童数300人以下） | 小学校における文化行事は保護者負担により実施されているが、児童数が少ない小規模の市立小学校に対し補助金を交付することで、他の小学校の児童の保護者負担との格差を是正することを目的とする。 | 演劇鑑賞、音楽鑑賞、映画鑑賞など学校教育にふさわしい文化行事に要する経費 | 児童数が300名以下の小規模の市立小学校において、生の舞台芸術である演劇や楽団による演奏を鑑賞することで、児童の情操の陶冶に資することができた。また市が補助を行うことで、当該児童の保護者の文化行事に係る費用負担の格差は正につながった。 | 6 | 713,730 | 学校教育部 学校教育推進課 |
| 合 計 | | | | | | | 11,322 | 4,862,666,923 | |